

ドイツ法定年金給付抑制のメカニズムと補完策

会津大学短期大学部

産業情報学科

石光 真

ドイツ法定年金給付抑制のメカニズムと補完策

石光 真

平成 21 年 12 月 20 日受付

【要旨】 (1) ドイツ法定年金の現行の給付抑制策には、年金保険料ネットスライド リースター係数 持続性係数 67歳年金 調整係数 グロス賃金調整係数などの制度がある。長期的には年金純債務を他の社会保険と違って問題のないレベルにまで減らす道具立ては揃った。ただし、政治経済学的には給付抑制は遅延する誘因が大きく、遅延は後世代負担を高める。

(2) ドイツの老後給付は、法定年金(報酬比例型純粋賦課方式。月収 400 ユーロ以上の被用者等が強制加入。保険料率 19.9%、給付代替率 45 年拠出 46.6%、平均 35.5%(2008 年旧連邦州(西ドイツ)男性。現行賦課方式は 1957 年から)を中心に、リースター年金(企業年金を中心とする積立方式。任意加入。保険料率 4%以上。所得や子供数に応じて拠出補助や税制優遇が与えられる。2001 年から) リュルupp年金(自営業者向けの税制優遇つき積立方式年金。2004 年から) 企業年金(税制優遇つき。企業年金法は 1974 年制定)と、基礎保障(老齢と稼得減少における基礎保障。税財源の移転支出である社会扶助の給付基準を緩和したもので、月額 351 ユーロ。2001 年にリースター年金とともに設置)から成り立つ。法定年金のスリム化を、リースター年金等と基礎保障の両方で補完しようとしている。

目次

1. 法定年金(Gesetzliche Rentenversicherung:GRV)
 - 1.1. 歴史
 - 1.2. 被保険者
 - 1.3. 保険料率
 - 1.4. 給付
 - 1.4.1. 年金額算定式 (Rentenformel)
 - 1.4.2. 年金額スライド算定式(Rentenanpassungsformel)
 - 1.4.3. 受給者数と給付総額
 - 1.5. 給付抑制
 - 1.5.1. 年金額スライド算定式による給付抑制と抑制緩和
 - 【1992 年年金改革より前】(グロス賃金スライド)
 - 【1992 年年金改革】(ネット賃金スライド)
 - 《1999 年年金改革》(人口動態係数)
 - 【2000 年・2001 年の特別措置】(賃金スライド停止)
 - 【2002 年・2003 年】(ネット賃金スライド復活)
 - 【2004 年・2005 年・2006 年】(ゼロスライド)
 - 【2007 年】(リースター係数と持続性係数)
 - 【2008 年/2009 年】(リースター係数停止で給付拡大)
 - 【2010 年～2012 年】(リースター係数と持続性係数)
 - 【2011 年～】(調整係数による給付抑制の定式)
 - 【2013 年～】(グロス賃金調整係数追加)
 - 【?～】(加重係数引上げによる持続性係数の強化)
 - 1.5.2. 年金スライド率と政権交替の関係
 - 1.5.3. 公式支給開始年齢引き上げによる給付抑制
 - 1.5.4. 年金課税シフトによるネット給付抑制
 - 1.6. 法定年金給付抑制が世代間移転に与える影響
 - 1.6.1. 賦課方式と積立方式
 - 1.6.2. ドイツでの積立方式論争
 - 1.6.3. ドイツの年金純債務
 - 1.6.4. 年金純債務の世代間負担配分

2. 個人勘定の積立年金
 - 2.1. リースター年金 (Riester-Rente)
 - 2.1.1. 補助対象者
 - 2.1.2. 補助対象契約
 - 2.1.3. 補助の内訳
 - 2.1.4. 企業年金
 - 2.1.5. 預金、個人年金、ファンド積立プラン
 - 2.2. リュルupp年金(Rürup-Rente)
 - 2.3. アイヒェル年金(Eichel-Rente)
3. 公的老齢給付間の関係
 - 3.1. リースター年金の停滞と伸張
 - 3.2. 税財源移転支出 (社会扶助、基礎保障、失業手当)
 - 3.2.1. 社会扶助 (Sozialhilfe)
 - 3.2.2. 基礎保障 (Grundsicherung)
 - 3.2.3. 失業手当 (Arbeitslosengeld)
 - 3.3. リースター年金・法定年金と社会扶助との関係
 - 3.4. リースター年金と社会扶助の関係をどう考えるか
 - 3.5. ドイツの「年金空洞化」対策
 - 3.5.1. 移転支出受給者化
 - 失業手当 とリースター年金の関係
 - 法定年金と社会扶助の関係
 - リースター年金と基礎保障の関係
 - 3.5.2. 法定年金対象者拡大
 - 3.5.3. その他の制度
4. おわりに：この間のドイツの年金改革の持つ意味
 - 4.1. 給付抑制の世代会計的影響
 - 4.2. 部分積立方式導入の世代会計的影響
 - 4.3. 補完策の所得再分配機能

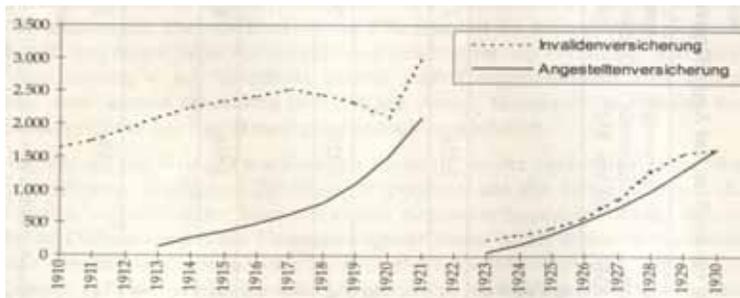
参考文献

1. ドイツ法定年金(Gesetzliche Rentenversicherung:GRV)

1.1. 歴史

1889年 世界初の労働者老齢・癱疾保険

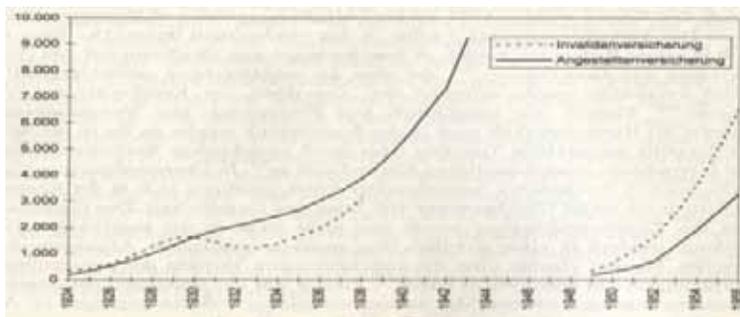
ドイツ帝国宰相ビスマルクが労働運動の高揚に対するアメとムチ (Zuckerbrot und Peitsche) の一環として導入した (健康保険は 1883 年、労災保険は 1884 年)。1911 年には職員層も強制加入になり、ほとんどの被用者を対象とする老齢・遺族・労働不能年金制度が確立する。



点線は癱疾保険、
実線は被用者老齢年金保険
単位：百万 RM

図表 1 ドイツの公的年金の積立金¹ (第一次大戦の前と後)

当初の負担が少ないことを理由に賦課方式を主張した企業側に対して、政府は「後年の負担で現在の負担を軽減しようとするのは軽率である」という理由で、加入者個人の年金口座に保険料を積み立てる積立方式を採用した²。ドイツは第 1 次大戦後のインフレによる減価、ヒットラー政権の賦課方式移行願望、第 2 次大戦後のインフレによる減価にもかかわらず、1956 年まで積立方式を維持した (図表 1、図表 2)³。



点線は癱疾保険、
実線は被用者老齢年金保険
単位：
(第二次大戦前) 百万 RM、
(第二次大戦後) 百万 DM

図表 2 ドイツの公的年金の積立金 (第二次大戦の前と後)⁴

¹ Manow[2000]S.154.

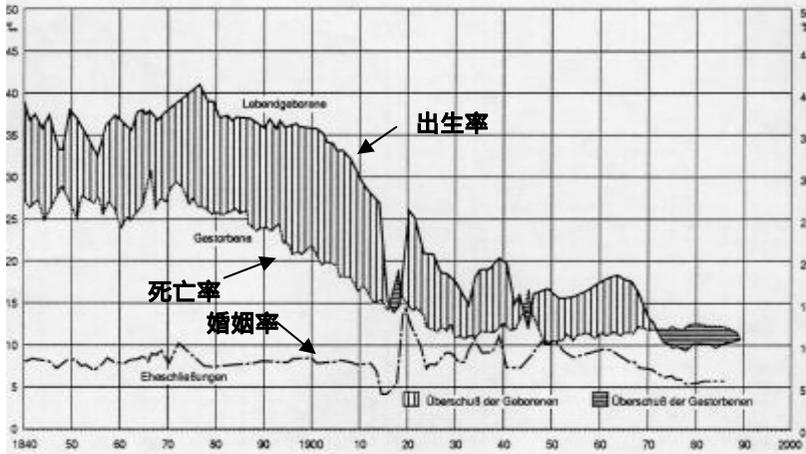
² Manow[2000]S.148.

³ 1913 年から積立の始まった職員年金の積立金は 1921 年には 20 億マルクに達し、天文学的インフレで烏有に帰した。1923 年から再び積立を始め、1945 年には 90 億ライヒスマルクに達していた。さらに 1949 年に三たび積立を始め、1956 年には 30 億ドイツマルクに達していた (Manow[2000]S.154,S.166)。

⁴ Manow[2000]S.166.

1957年 賦課方式に移行（1957年年金改革）

ドイツ連邦共和国首相アデナウアー（キリスト教民主党 CDU 創設者）は、経済奇跡（ドイツの戦後の経済成長はそう呼ばれた）の恩恵を退職者にも再分配したいという意図の下、グロス賃金スライド付きの賦課方式（賃金スライドを**動態的年金** dynamische Rente と名付けた）への移行を主張した。エアハルト経済相（CDU）は、持続性に問題があるという理由で賦課方式に反対した。



図表3 ドイツの出生率⁵

ドイツの出生数は、1964年の136万人をピークに減少する（図表3）（日本の出生数のピークは1949年の270万人）⁶。

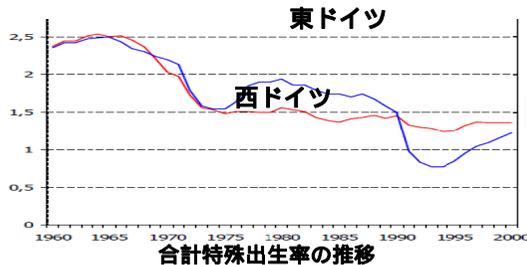
1967年 純粋積立方式に移行

30億 DM（ドイツマルク）の積立金を使い尽くし、以後変動予備金だけになる。

⁵ <http://www.basilautzkis.de/downloads/images/Abb9k.jpg>

⁶ 長期的には、1870年代に始まった死亡率の低下について1900年頃から始まった出生率の低下（人口転換）の最終局面である。1900年頃から始まった出生率の低下には、1889年に始まった公的年金制度も作用している可能性がある。

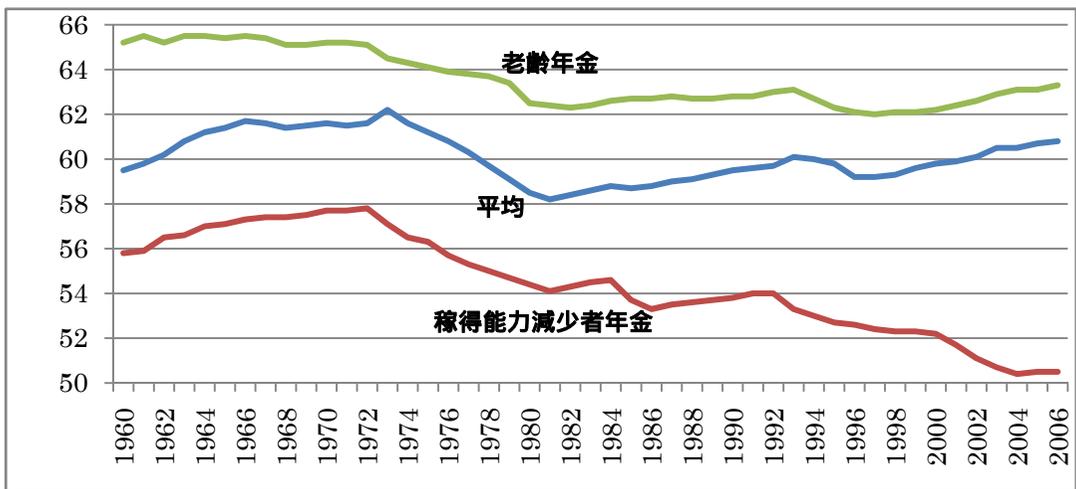
ドイツ民主共和国（東ドイツ）の合計特殊出生率は70年代まではドイツ連邦共和国（西ドイツ）と同じだが、その後の出産奨励策により、ジェットコースターと呼ばれる出生率の乱高下を記録する（下図。東ドイツは80年代に合計特殊出生率が2に近づいたが、再統一後の1990年代には一時は1を下回る）。



<http://www.ruhr-uni-bochum.de/sozialreformen/Nachhaltigkeit.pdf> S.3.

1972年 退職時期柔軟化

一般被保険者は63歳から（重度障害者、職業不能者、稼得不能者は60歳から）減額なしで老齢年金が受給できるようになる。第1次オイルショックで失業者が100万人台、第2次オイルショックで200万人台に達するドイツ連邦共和国（西ドイツ）において、「ワークシェアリング」の発想に基づいて導入されたこの政策は、拠出額を減らして給付額を増やし、年金債務を拡大させた。老齢年金の平均受給開始年齢が始まっただけでなく、稼得能力減少年金の平均受給開始年齢も1972年から下がり始め、その後やや上昇した老齢年金受給開始年齢と異なり、現在に至るまで下がり続けている（図表4）。



図表4 受給開始年齢⁷

1972年 専業主婦ならびに自営業者の任意加入が可能になる。

1983年 年金受給者の健康保険料の段階的引き上げを決定。

1984年 早期退職法

CDU 社会派のブリューム労働社会相による。

1985年 育児期間が法定年金拠出期間に算入されるようになる。

1989年 1992年年金改革可決（ネット資金スライドに移行、受給開始年齢引き上げ、最低拠出期間延長）

年金改革の開始である。

⁷ <http://www.dia-vorsorge.de/downloads/df050107.pdf> より石光作成。旧連邦州（西ドイツ）男性の数値。

	稼得能力減少者年金	老齢年金	平均
1972年	57.8歳	65.1歳	61.6歳
1981年	54.1歳	62.4歳	58.2歳
2006年	50.5歳	63.3歳	60.8歳

(1)年金スライドがグロス賃金準拠からネット賃金準拠に移行した。保険料率が上がると給付も抑制される仕組みである。

(2)年金の公式開始年齢を 2001 年以降徐々に 63 歳から 65 歳へと引き上げることを決めた。

(3)最低拠出期間が 25 年から 35 年に延長された。

1995 年 介護保険制度の創設に伴い、年金受給者も介護保険料拠出開始。

1997 年 1999 年年金改革可決

年金給付を平均余命の伸張に連動して抑制する「**人口動態係数** demographischer Faktor」の導入を決定（CDU プリューム労働社会相）

1998 年 社民党・緑の党への政権交代により、人口動態係数の導入計画は廃棄。その代わり、2000 年 / 2001 年の賃金スライドを停止して物価上昇率のみのスライドとすることを決定。

1999 年 エコ税 Ökosteuern を導入、年金財源に投入。⁸

2000 年 11 月 老齢資産法案閣議決定。

核心は国庫補助のある任意加入で積立方式の老齢年金（**リースター年金**）導入である。私的な追加年金により、賦課方式の法定年金の抑制を補完しようとするものである。当初計画されていた「平衡係数 Ausgleichsfaktor⁹」は、2011 年以降の支給開始世代の年金を抑制しようとする、比較的若い世代により負担のかかるものだったが、考慮の未廃案となり、ドイツ年金保険運営団体連合会 VDR の提案により、前政権の人口動態係数に似た提案（**リースター係数**）が採用された。

2001 年 老齢資産法（AVmG）老齢資産補完法（AVmEG）可決（**2000 年 / 2001 年年金改革**）

部分的積立方式の追加年金は労働社会相の名をとって**リースター年金**と呼ばれる。リースター年金に対しては連邦と州で補助金を支出することになる。

⁸ 2005 年の政府答弁によると、エコ税は 1.7%の保険料引き下げに相当するという。

年	エコ税税収 (百万ユーロ)	うち法定年金への投入 (百万ユーロ)
1999	4,300	4,200
2000	8,800	8,400
2001	11,800	11,200
2002	14,300	13,700
2003	18,700	16,100

エコ税税収の法定年金への投入 <http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/15/052/1505212.pdf>

法定年金への国庫補助は、育児中の親や失業手当 に対する保険料相当金額補助のように、一般の加入者の保険料を財源とするのに適さない支出に充当される。

⁹ 現行制度で保護条項による給付削減先送りを後年補填するときに用いる平衡係数（後述）とは別のものである。

2003年 法定年金持続性法、老齢所得法可決（2004年年金改革）¹⁰

(1) 法定年金持続性法(RV-Nachhaltigkeitsgesetz)は、年金スライド決定式に**持続性係数** (Nachhaltigkeitsfaktor)を導入することによって年金給付増を抑制する。持続性係数は受給者数の拠出者数に対する比率を反映する。1999年年金改革で実施されるはずだった人口動態係数と似ているが、持続性係数は、平均余命の伸びでなく、受給者拠出者比の伸びに連動する。

(2)2020年まで保険料率20%以下、2030年まで22%以下という**保険料率安定化条項**に加えて、給付抑制に対する歯止めとして、2030年までに(税引前ネット給付のグロス賃金に対する)代替率が2020年までは46%、2030年までは43%を下回らないという**給付水準確保条項**が設けられた¹¹。

(3)老齢所得法(Alterseinkünftegesetz)は、年金課税の受給時へのシフトである(1.5.4.で詳述する)。

2007年 法定年金支給開始年齢調整法(RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz)可決(2007年年金改革)

(1)公式受給開始年齢の65歳から67歳への引き上げ(**67歳年金 Rente mit 67**)。2012年から1年に1ヶ月分、2024年から2ヶ月分だけ引き上げられ、2029年に67歳開始になる(1946年生まれ以降の世代が該当)。

(2)**最低拠出年数の延長**。強制拠出(被用、自営、介護、育児)者についての最低拠出年数が35年から45年になる。

(3)**保護条項**(Schutzklausel)¹²の緩和。賃金上昇率が低く、後述のリースター係数や持続性係数によるスライド抑制率を下回った場合、**保護条項**によってその年の給付は下げないが、後年、賃金上昇率が高くなったときに抑制を発動して埋め合わせる**調整係数**(Anpassungsfaktor)を導入した。

2004年には賃金は0.12%上昇したが、後述のリースター係数や持続性係数によってスライドを1.23%ポイント引き下げる必要が生じた。差引き1.11%のマイナススライドが生じるはずだったが、保護条項により、2005年7月からの給付額は下がらなかった。2006年には保護条項を発動する代わりに別の特別法を制定することでマイナススライドを回避した。使われなかった抑制係数は2006年秋時点には旧連邦州(西ドイツ)で3.14%、新連邦州(東ドイツ)で2.11%あり、総額60億ユーロ、保険料率にして0.58%分と見積もられた。

給付抑制を実行しても給付が差し引きで減少しないほど賃金成長率が高くなった時点で、給付減少回避条項のために実施できなかった給付削減(平衡需要 Ausgleichsbedarf)を後追いで実行する。この借りは余裕のある年に調整需要の1/2ずつ償還する。調整係数(Anpassungsfaktor)別名補填

¹⁰ 以上の年表は主にDIA[2007]による。

¹¹ SGB VI § 154<年金報告、保険料率の安定化と年金水準の確保>の条項で法律になっている(もっともドイツの年金に関する法律は毎年変わる)。

¹² 日本では2000年~2002年、物価スライドが凍結されたことがあるが、ドイツでは一人あたり平均賃金があがってもマイナススライドをしないことが法律で定められていたのである。

係数 (Nachholfaktor) と呼ばれる (SGB VI§68 a)。リースター係数、持続性係数に次ぐ給付抑制係数である。現在の調整需要は 1.75%ポイントで、2011 年以降の余裕のある年に調整係数が発動する (1.5.1.)。

2008 年 **リースター係数停止**

大連立与党 (CDU/CSU と社民党。2005 年～2009 年) は、2008 年度 (7 月 1 日から 1 年間の支給分) の年金スライドについて、給付を抑制するリースター係数 (リースター年金に見合う法定年金の支給抑制策) の適用を例外的に見送る法案を可決した。そのため 0.46%しか上がらないはずだったスライド率が 1.1%になった (旧連邦州) 選挙のあった 2009 年にも同様の措置がとられた¹³。

1.2. **被保険者**

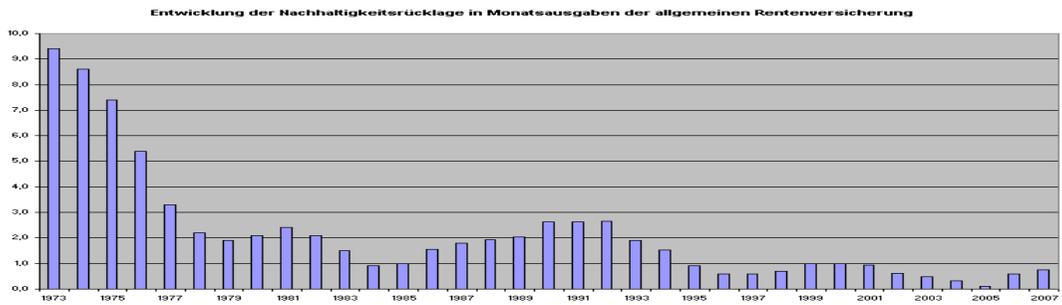
ドイツの法定年金 (Gesetzliche Rentenversicherung:GRV) は、被用者を主な被保険者とする純粋賦課方式¹⁴の公的年金である。

法定年金の被保険者は 3499 万人 (2007 年 12 月 31 日時点) で、内訳は、月収 400 ユーロ (2007 年の購買力平価を 1 ユーロ = 120 円として換算すると 6 万円) 超の被用者を中心とし、それに一部自営業者を加えた強制加入義務者 3149 万人、自営業者や主婦などの任意加入者 39 万人、社会保険強制加入義務免除を放棄した低賃金被用者 504 万人、加入年数のためだけに加入している者 27 万人の合計である。

強制加入者 3149 万人の内訳は、加入義務のある被用者 2612 万人、老齡短時間労働者 53 万人、兵役中の者 (または兵役拒否による代替社会奉仕中の者) 10 万人、失業手当 I 受給者 99 万人、失業手当 受給者 353 万人、退職前手当受給者 1 万人、その他の受給者 36 万人、介護者 29 万人、自

¹³ <http://www.insm-merkeltmeter.de/10-sozialpolitik.html#1774> によると、この支出増は 2013 年までで 120 億ユーロに達し、2011 年から予定されている保険料率の 19.9%から 19.1%への引き下げができなくなる恐れがあるという。

¹⁴ 積立金 (旧称変動予備金 Schwankungsreserve。2005 年、持続性積立金 Nachhaltigkeitsrücklage と改称) の残高は 1969 年以降予備金の域を出ない額であり、最近 10 年間は 1 ヶ月分に満たない。



ドイツ法定年金の積立金 (一般年金保険の月支出額との比率)

http://www.dia-vorsorge.de/df_050804.htm

営業者 29 万人（うち生業営業者 5 万人、自己申告による者 1 万人、法律による者 3 万人、芸術家・ジャーナリスト 15 万人、手工業者 5 万人）である¹⁵。

自営業者への強制加入拡大には、年金加入義務を逃れようとする被用者が、労使関係を委託関係と偽装する擬似自営業者（Scheinselbstständige）を追いかけて捕捉しようとしたシュレーダー政権の試みも含まれるが、これはさらなる地下経済化を招いたといわれる。

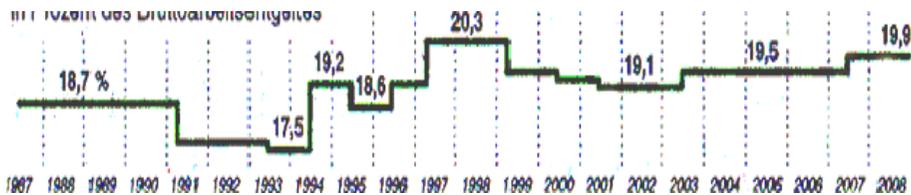
1.3. 保険料率

拠出率は 1949 年にはグロス給与所得の 10%だったが、1957 年年金改革を前に 14%に上がり、1960 年代後半、ついで 1990 年後半に引き上げられ、2009 年現在は 19.9%である（**図表 5**、**図表 6**、**図表 7**。一般年金の被用者は労使折半。自営業者は全額被保険者負担）¹⁶。

	保険料率	現在年金 価値AR (DM・ ユーロ)	保険料査 定限度額 (DM・ ユーロ)	一般年金 保険料総 額(百万 ユーロ)	連邦補助 金(一 般、追 加)(百 万ユー ロ)	一般年金 給付総額 (百万 ユーロ)
1957	14.0		750	4,986	1,744	5,462
1960	14.0	6.34	850	6,894	2,096	7,284
1970	17.0	12.90	1,800	21,673	3,008	19,630
1980	18.0	27.39	4,200	56,858	10,802	55,921
1990	18.7	39.58	6,300	89,443	15,184	89,923
1995	18.6	46.23	7,800	138,199	30,445	151,004
2000	19.3	48.58	8,600	162,165	42,419	177,751
2005	19.5	26.13	5,200	167,980	54,812	198,812
2009	19.9	27.20	5,400	180,028	62,523	200,561

€1=DM1.95583で換算。1990年までは旧連邦州（西ドイツ）、以後は統一保険料率、限度額は旧連邦州（西ドイツ）。DRV2009より石光作成。

図表 5 保険料率等の推移

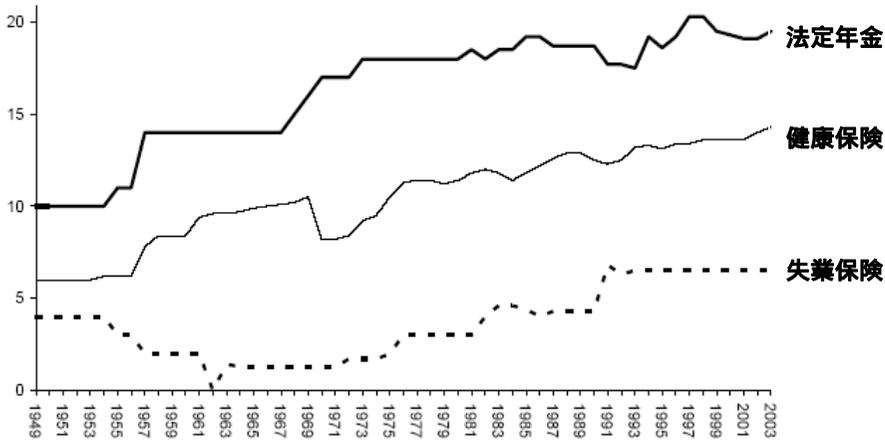


図表 6 ドイツ法定年金の保険料率¹⁷

¹⁵ DRV[2009],S.29.

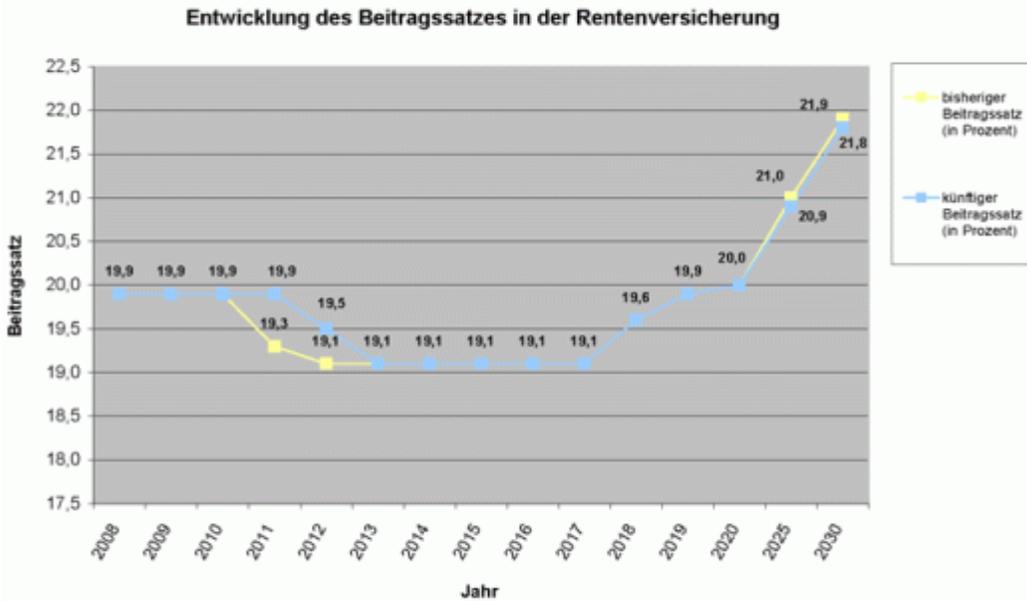
¹⁶ 一般年金(allg.RV:allgemeine Rentenversicherung)の保険料率。鉱山労働者年金(KnV:knappschaftliche Rentenversicherung)も法定年金に属するが、保険料率は 26.4%で、給付も一般年金よりも高い。また労使の負担割合も 1:1 でなく、2:1 である。2005 年以降、ドイツ鉱山労働者鉄道海員年金保険（Deutsche Rentenversicherung Knappschaft-Bahn-See）が保険者である。退職者の多い単位保険で、別枠の国庫補助がある（2008 年 61 億ユーロ DRV[2009]）。

¹⁷ <http://www.kbwn.de/html/rente.html>



図表7 デイック社会保険の保険料率¹⁸

図表8は、政府の法定年金保険料率引き上げ計画である。ベビーブーマーの退職を前にして2010年代にいったん保険料率を下げる。その後、2018年から、「2020年までは20%を上回らず、2030年mでは22%を上回らない」という**保険料率安定化条項**を守りながら引き上げようとしている。



図表8 法定年金保険料率の引き上げ計画¹⁹

¹⁸ Streeck/Trampusch[2005].

¹⁹ http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Archiv16/Artikel/2008/04/2008-04-08-rentenerh_C3_B6hung.layoutVariant=Druckansicht.html

1.4. 給付

1.4.1. 年金額算定式 (Rentenformel) (§64 SGB VI)

年金月額 = 報酬点数 EP × 年金種別係数 RAF × 現実年金価値 AR

報酬点数 EP = Σ (加入者の報酬 / 平均報酬) (小数点以下 4 位まで算出して加算)

平均報酬 (2009 年 7 月 ~ 2010 年 6 月) = 30,879 ユーロ (旧連邦州 (西ドイツ))

年金種別係数 RAF = 1.0 (老齢年金の場合)

現実年金価値 AR (2009 年 7 月 ~ 2010 年 6 月) = 27.20 ユーロ (旧連邦州 (西ドイツ))

例えば、平均賃金を平均支払年数の 40.2 年間払った人の場合、年金月額 = 報酬点数 (1 倍 × 40.5 年) × 年金種別係数 1 × 現実年金価値 27.20 ユーロ = 1093.44 ユーロ (13.1 万円) である。

1.4.2. 年金額スライド算定式 (Rentenanpassungsformel) (§68 SGB VI)

現実年金価値 AR は以下の算定式によってスライドする。新規裁定年金は賃金スライド、既裁定年金は物価スライドする日本と異なり、ドイツの法定年金は新規裁定と既裁定を問わず、以下の賃金スライドをする。

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2})} \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \alpha + 1 \right)$$

第 1 項 AR_{t-1} は現実年金価値 AR (aktueller Rentenwert) の前年値。

第 2 項 $\frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}}$ は被用者一人あたりグロス報酬 BE (Bruttolöhne und -gehälter) の前々年から前年

に至る成長率²⁰。

第 3 項 $\frac{1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}}$ は、第 1 の給付抑制項で、年金保険料率 RVB (Beitragssatz in der

allgemeinen Rentenversicherung 一般年金保険の平均保険料率) や 2000 年/2001 年年金改革で導入された **リースター係数** AVA²¹ (Altersvorsorgeanteil 老齢保障比率) が上がると値が下がるよう

²⁰ 2006 年からこの項の分母を算出する別の式が導入されたが、複雑になるのでその説明は割愛する。

²¹ リースター年金の公式拠出率に合わせたリースター係数 AVA の引き上げ計画 (通称 Riester-Treppe **リースター階段**) は、当初の

「2002 年 1%、2003 年 1%、2004 年 2%、2005 年 2%、2006 年 3%、2007 年 3%、2008 年以降 4%」

が 2003 年に 0.5% きざみの

「2002 年までは 0%、2003 年 0.5%、2004 年 1%、2005 年 1.5%、2006 年 2%、2007 年 2.5%、2008 年 3%、2009 年 3.5%、2010 年 4%」

となった。

になっている。

第4項 $\left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}}\right)\alpha + 1\right)$ は、第2の給付抑制項で、2004年年金改革で導入された**持続性係数**(Nachhaltigkeitsfaktor)である。年金受給者比率RQ (Rentnerquotien 年金受給数/拠出者数)が上昇すると値が下がるようになっている。は加重係数で、当初は0.25で出発する。 $\alpha = 0$ なら持続性係数導入前と同じである。

この項は、長期的に少子高齢化が進むとRQが上昇することを想定した給付抑制係数であろうが、2007年～2009年については、例えば景気が回復すると拠出者増が増えるため、RQが増大して第4項の数値が1を上回っており、短期的には給付拡大的に作用してしまっている。なお、RQの分母には失業者数が含まれている。これは失業手当受給者は政府が年金保険料拠出を肩代わりする制度を反映している。

1.4.1.と1.4.2.で説明した年金額算定の実例として2009年7月～2010年6月の年金額算定を示す。

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \frac{1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \alpha + 1 \right)$$

前年の年金現在価値 $AR_{2008} = \text{€}26.56$

グロス賃金上昇率 $\frac{BE_{2008}}{BE_{2007}} = 1.021$

第3項は後述のリースター係数停止によって1.0000、

第4項持続性係数は $\left(\left(1 - \frac{RQ_{2007}}{RQ_{2006}}\right) \cdot 0.25 + 1\right) = 1.003$ 上述のように、給付拡大的に作用している。

$$AR_{2009} = AR_{2008} \times 1.021 \times 1.0000 \times 1.003 = AR_{2008} \times 1.0241 = \text{€}26.56 \times 1.0241 = \text{€}27.20 \quad (+ 2.41\%)$$

1.4.3. 受給者数と給付総額

上記のようにして決まった年金は、保険料に連邦補助金(2008年は給付総額の約25.6%)を加えて給付される。年金受給者数は2480万人(2008年7月1日。老齢年金1739万件、稼能減少年金156万件、寡婦鰥夫年金546万件、孤児年金38万件で、重複受給がある)、給付総額は2404.3億ユーロ(2008年)である。

各年の平均年間報酬を得て45年保険料を払い続けた人への給付(標準年金 Standardrente)の税引き前のネット値を、受給時のグロスの平均年間報酬で割った値(年金水準 Rentenniveau)は、1957年の57.3%から10%ポイント下がって2008年では46.6%(暫定値)である。標準年金月額

	平均受給年数		平均年間報酬 (グロスユーロ)	45年標準年金 (グロスユーロ)	年金水準 (グロス：%)
	男	女			
1957			2,578	1,478	57.3
1960	9.6	10.6	3,119	1,661	53.3
1970	10.3	12.7	6,822	3,376	49.5
1980	11.0	13.8	15,075	7,562	50.2
1990	13.9	17.2	21,447	10,763	50.2
1995	14.0	17.7	25,905	12,732	49.1
2000	14.3	18.3	27,741	13,313	48.0
2005	15.2	19.3	29,202	14,110	48.3
2009	15.9	19.9	30,879	14,264	46.6

€1=DM1.95583。旧連邦州（西ドイツ）の数値。DRV[2009]より石光作成。

図表9 平均受給年数等の推移

は1,224ユーロ（2009年7月1日旧連邦州（西ドイツ））だが、45年保険料を払い続ける被保険者は40.4%、平均支払年数は40.2年である（2008年末旧連邦州（西ドイツ）男性）。旧連邦州（西ドイツ）男性の2008年末の平均受給額は月額753ユーロ、平均年間報酬に対する代替率は35.5%である。受給額の分布を見ると、2009年の社会扶助（生活保護）給付額359ユーロを下回る給付も旧連邦州（西ドイツ）男性で10%台前半、旧連邦州（西ドイツ）女性で40%前後ある（DRV[2009]）。

1.5. 給付抑制

人口動態の変化により、給付抑制が抛出し引き上げあるいはその両方が必要になってきた。

1.5.1. 年金額スライド算定式による給付抑制と抑制緩和

【1992年年金改革より前】（グロス賃金スライド）

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \quad (\text{グロス賃金スライド})$$

賃金スライドによる給付額増加への歯止めはなかった。

【1992年年金改革】（ネット賃金スライド）

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - SVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - SVB_{t-2})} \quad (\text{ネット賃金スライド})$$

ネット賃金スライドが導入された（SVBは社会保険の保険料率）。年金保険料だけでなく、社会保険料全体を差し引いたネットであった。

【1999年年金改革】（人口動態係数）

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - SVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - SVB_{t-2})} \left(\frac{(LER_{t-8} / LER_{t-9}) - 1}{2} + 1 \right) \quad (\text{人口動態係数導入})$$

1992 年年金改革は、施行の年にドイツ統一もあって給付が抑制しきれなかった。そこで CDU/CSU のコール政権（ブリューム労働社会相）は 1997 年、1999 年からの人口動態係数（demographischer Faktor, Demographiefaktor）導入を法律化した（1999 年年金改革）。9 年前における 65 歳の者の平均余命 LER_{t-9} と 8 年前における 65 歳の者の平均余命 LER_{t-8} の比率を算入し、高齢化が進展して受給年数が増えると受給額が抑制される（2004 年年金改革で導入された持続性係数の原型であるが、この人口動態係数は高齢化だけを反映する）。

しかし 1999 年年金改革は 1998 年の政権交替によって実施前に廃止されてしまった。

【2000 年・2001 年の特別措置】（賃金スライド停止）

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{VBI_{t-1} (1 - SVB_{t-1})}{VBI_{t-2} (1 - SVB_{t-2})} \quad (\text{物価スライド})$$

前政権の人口動態係数導入を廃止した代わりに、シュレーダー政権は 2 年間賃金スライドを停止し、物価スライドのみとした（VBI は消費者物価指数）。

【2002 年・2003 年】（ネット賃金スライド復活）

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - AVA_{t-1}) - RVB_{t-1}}{BE_{t-2} (1 - AVA_{t-2}) - RVB_{t-2}} \quad (\text{形式的にはリースター係数導入。実質的にはネット賃金スライドのみ})$$

ライドのみ)

2000 年/2001 年年金改革による本則の算定式が適用されたが、2002 年/2003 年は、前年と前々年のリースター係数がまだ 0% なので AVA は 0% で、実質的には 1992 年年金改革のネット賃金スライド

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - SVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - SVB_{t-2})} \text{ に似た } AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - RVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - RVB_{t-2})} \text{ のスライドであった。ただし}$$

RVB は年金保険料のみの数字で、他の保険料を含む SVB とは異なる²²。

【2004 年・2005 年・2006 年】（ゼロスライド）

$$AR_t = AR_{t-1} \quad (\text{ゼロスライド})$$

2004 年年金改革で持続性係数導入を決定したが、スライド全体を 3 年間停止した。

2004 年のゼロスライドは、年金財政の逼迫により、保険料の引き上げを避けるために、2003 年 12 月にプラスのスライドを停止したものである。

2005 年のゼロスライドはマイナススライドになるはずのものが保護条項によって回避されたものである。2006 年のゼロスライドも同様だが、保護条項で充分なのにわざわざ制定された特別法によってマイナススライドが回避された。

停止によって実現されなかった給付削減は、2011 年以降行われることになる（で詳述）。

【2007 年】（リースター係数と持続性係数）

²² ここまでのスライドについては Conrad[2005]を参照した。

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \frac{1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \alpha + 1 \right) \quad (\text{リースター係数と持続性係数})$$

初めて**リースター係数**が発動し、かつ**持続性係数**も発動した。ただし持続性係数は拠出者増によって逆に**給付拡大的**に作用した。

【2008年/2009年】(リースター係数停止で給付拡大)

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \frac{1 - AVA_{2012} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{2012} - RVB_{t-2}} \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \alpha + 1 \right) \quad (\text{リースター係数停止})$$

リースター係数の停止は政治的意図通り、給付拡大的に作用している^{2 3}。持続性係数も拠出者増によって再び**給付拡大的**に作用している。

【2010年～2012年】(リースター係数と持続性係数)

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \frac{1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \alpha + 1 \right) \quad (\text{リースター係数と持続性係数})$$

^{2 3} 2003年に改定されたリースター階段(脚注22参照)によれば、2008年7月に向けた第3項は

$$\frac{1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} = \frac{1 - AVA_{2007} - RVB_{2007}}{1 - AVA_{2006} - RVB_{2006}} = \frac{100\% - 2.5\% - 19.9\%}{100\% - 2\% - 19.5\%} = 0.9885$$

となるはずだったが、政府は2008年3月、景気の回復と翌年の選挙を背景に、リースター係数の上昇を2年分臨時に停止してしまった(「**リースター係数停止**」)。リースター階段は

「2006年2.0%、2007年2.0%、2008年2.0%、2009年2.5%、2010年3.0%、2011年3.5%、2012年4.0%」

となったのである(SGB § 255e(3))。

そして2008年年金スライドの決定式における第3項はなぜか

$$\frac{1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} = \frac{1 - AVA_{2007} - RVB_{2007}}{1 - AVA_{2006} - RVB_{2006}} = \frac{100\% - 2\% - 19.9\%}{100\% - 2\% - 19.5\%} = 0.9949 \quad \text{とはならず、}$$

$$\frac{1 - AVA_{2012} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{2012} - RVB_{t-2}} = \frac{1 - AVA_{2012} - RVB_{2007}}{1 - AVA_{2012} - RVB_{2006}} = \frac{100\% - 4\% - 19.9\%}{100\% - 4\% - 19.5\%} = 0.9948$$

という、本則からはずれた式になった(この逸脱はわずかに給付抑制的に作用する)。

その結果、年金支給額は、リースター係数を停止していなければ第3項は0.9885だから、

$$AR_{2008} = AR_{2007} \times 1.014 \times 0.9885 \times 1.0022 \quad AR_{2007} \times 1.0046 = \text{€}26.27 \times 1.046 = \text{€}27.48 \quad (+0.46\%)$$

実際は1.1%の給付増だったので、1.1%-0.46%=0.64%ポイント分の給付抑制を見送ったことになる。

総選挙の年である2009年にも、スライド率は賃金上昇率2.1%+持続性係数約0.3%(やはり給付を増加させている)からの引き算は行われず(リースター係数の停止)2.41%になった(1.4.1.で既述)。

http://sozialpolitik.verdi.de/publikationen/sopoaktuell/2009/data/sopoaktuell_nr_82.pdf

リースター係数停止が2年で終われば、再び本則に復帰してリースター係数が給付を抑制するはずである。持続性係数が給付の増減いずれに作用するのは分からない。

【2011年～】(調整係数による給付抑制)

保護条項によって実施されなかった給付抑制を後年実施する手段で、2007年年金改革によって導入されたものである。実施されなかった給付抑制が存在するときにだけ発動するので、年金算定式には入らない。以下、保護条項による給付削減見送りの率を示す平衡係数、平衡需要、後年給付削減を実行する際の削減率を示す調整係数を説明する。

AF (平衡係数 Ausgleichsfaktor): $\frac{AR_t^F}{AR_t^S}$ (1との差が単年度の給付削減見送率を示す)

AR_t^F : 年金額算定式(Rentenformel)で算定される定式 (Formel) 通りの現実年金価値

AR_t^S : 保護条項 (Schutzklausel) によって高めに算定される現実年金価値

AB(平衡需要 Ausgleichsbedarf): AFの積。 $AB_t = AB_{t-1} \cdot AF_t$ (1との差が給付削減見送り率の累積値を示す)

AP (調整係数 Anpassungsfaktor): $AP_t = \left(\frac{AR_t^F}{AR_{t-1}^F} - 1 \right) \cdot \frac{1}{2} + 1$ (見送られてきた給付削減を後年実

行する際にスライド率を半減させる装置で、赤字を補填するので補填係数 Nachholfaktor とも呼ばれる。保護条項による給付削減見送りを補填する年には年金給付のプラススライドが半分になるので、リースター係数や持続性係数と並び給付抑制係数に数えられる)

例として、旧連邦州(西ドイツ)の2005年と2006年の平衡係数を計算すると、

$$AF_{2005} = \frac{25.84}{26.13} = 0.9889 \quad AF_{2006} = \frac{25.96}{26.13} = 0.9935$$

$AB_t = AB_{t-1} \cdot AF_t$ なので、 $AB_{2006} = 1 \cdot AF_{2005} \cdot AF_{2006} = 0.9889 \cdot 0.9935 = 0.9825$

これがAB(Ausgleichsbedarf 平衡需要)である(1との差が定式によって本来必要とされている給付削減が行われた場合との差を示している)。0.9875の平衡需要ABは、実行すべきなのに実行していない年金給付削減が1.25%ポイント存在することを示している。

もし2011年に1.5%のプラスの年金スライドが可能で、現実年金価値が28.00ユーロから1.5%プラススライドして28.42ユーロになるとすると、

$$AP_t = \left(\frac{AR_t^F}{AR_{t-1}^F} - 1 \right) \cdot \frac{1}{2} + 1 = \left(\frac{28.42}{28.00} - 1 \right) \cdot \frac{1}{2} + 1 = 0.015 \cdot \frac{1}{2} + 1 = 1.0075$$

調整係数 (Anpassungsfaktor) は1.5%のスライド率を半分に抑制した0.75%のスライド率のファクター(倍率)1.0075と算出された。

このとき平衡需要ABは、 $0.9825 \cdot 1.0075 = 0.9899$ になる。

もし翌年 2% のプラスライドがあると、ライド係数 AP は 1% (倍率 1.01) だから、平衡需要 AB は $AB=0.9899 \cdot 1.01=0.9988$ 1.0000 となって給付見送り率の累積値は 0 に戻り、補填(Nachhol)が完了する。

【2013 年～】(グロス賃金調整係数追加)

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \frac{0.9 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{0.9 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \alpha + 1 \right) \quad \left(\text{リースター係数、持続性係数、新たにグロス賃金調整係数導入} \right)$$

賃金調整係数導入)

リースター階段が 2012 年に終わってリースター係数が 4% に上がりきっても、2013 年はまだ AVA_{t-1} と AVA_{t-2} の差が作用する。以後は 4% のリースター係数 AVA の存在と、**グロス賃金調整係数** (Bruttolohnanpassungsfaktor)²⁴ により、保険料率 RVB が上昇するならばその際の給付抑制を強めることができる。

【? ~】(加重係数引上げによる持続性係数の強化)

年金受給者比率 RQ は、短期的には景気回復によって拠出者が増えれば減少するが、長期的には少子高齢化が進むにつれて上昇することは確実なので、**加重係数** α を 0.25 から引き上げてゆくことによって持続性係数の給付抑制力を高めるという手段も残っている。

1.5.2. 年金ライド率と政権交替の関係

図表 10 は、1992 年以降の年金ライド率の実績を示したものである。事前のライド率の高かった 1994 年の連邦議会選挙でコール政権は続投できた。1996 年法によって給付抑制を実行し、さらに人口動態係数導入を決定したあとの 1998 年の連邦議会選挙でコールは政権を失った。次のシュレーダー政権は、1999 年に前政権の人口動態係数は停止したが、2000 年・2001 年には賃金スラ

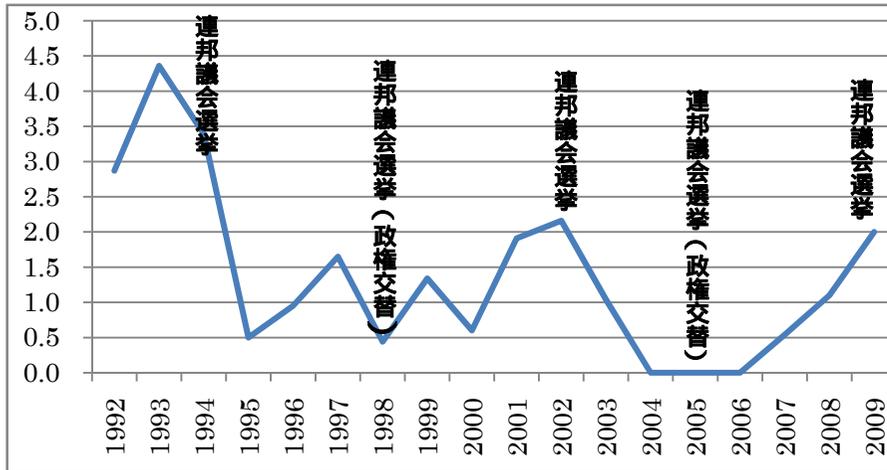
²⁴ 第 3 項の定数 1 が 0.9 に下がることを指す。で紹介した 2008 年の値を使って定数が 1 のときのライド率と定数が 0.9 に下がったときのライド率を試算すると、

$$\frac{1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} = \frac{100\% - 2.5\% - 19.9\%}{100\% - 2\% - 19.5\%} = 0.9885 \quad \frac{0.9 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{0.9 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} = \frac{90\% - 4\% - 19.9\%}{90\% - 4\% - 19.5\%} = 0.9940$$

になり、グロス賃金調整係数 0.9 の導入により、0.8% ポイントだけライド率が下がる。分母と分子を同じだけ減らすことにより、保険料率が上昇する局面ではライド率を下げようとするものである (もっとも保険料率が下落する局面ではライド率を上げる)。

グロス賃金調整係数 (BAF) を提案したのはドイツ年金保険運営団体連合会 Verband der Deutschen Rentenversicherungsträger (VDR) という保険者の連合団体である (2005 年の保険者組織再編で解散)。リースター係数を提案したのもこの団体で、同じ数理で給付を抑制する。VDR は当初 0.75 という、より強力な BAF を想定していた (<http://www.iwh-halle.de/d/abteil/arbm/Broschueren/B.%20Raffelhueschen.pdf> S.4)。

イドを停止し、2000年/2001年年金改革を決定しながらも、物価上昇によって名目スライド率が上昇し（この2年は賃金スライドが停止されて物価スライドだった）、2002年の連邦議会選挙で勝利した。しかし2004年年金改革を行い、2004年に景気後退のせいで予算制約上やむなく年金スライドを停止したシュレーダー首相は、景気悪化でのマイナススライドがかろうじて保護条項で回避されている2005年に前倒して行った連邦議会選挙で首相の座を追われた。



図表 10 年金スライド率 (旧連邦州 (西ドイツ)) 石光作成

以上の経過に学んだとしか思えないメルケル政権は、2007年には67歳年金を決定し、リースター係数による給付抑制を1年だけ行ったが、2009年連邦議会選挙の前年である2008年にはせっかくのリースター係数を無理やり停止してしまった。2009年の総選挙の結果を見ると、メルケル首相の出身政党 CDU/CSU は勝利し、メルケルは首相の座にとどまった。

1992年年金改革以降、年金スライド率が下がると政権交替が生じ、年金スライド率が上がると首相は続投している（図表10）。景気が後退した場合は、ゼロスライドにするしかなく、政府には年金給付に関する選択の余地はほとんどない。他方、景気が回復したときは、政府には給付抑制メカニズムを法律通り執行するか、しないで人気取りに出るか、という選択の余地が生じ、総選挙のときには後者の誘因が強くなる。メルケル政権のリースター係数停止はその一例である。

1.5.3. 公式支給開始年齢引き上げによる給付抑制

1992年年金改革で、男性63歳、女性60歳だった公式支給開始年齢を、2001年から段階的に（男性は2006年、女性は2012年までかけて）に男女とも65歳に引き上げるようになった（65歳年金）。

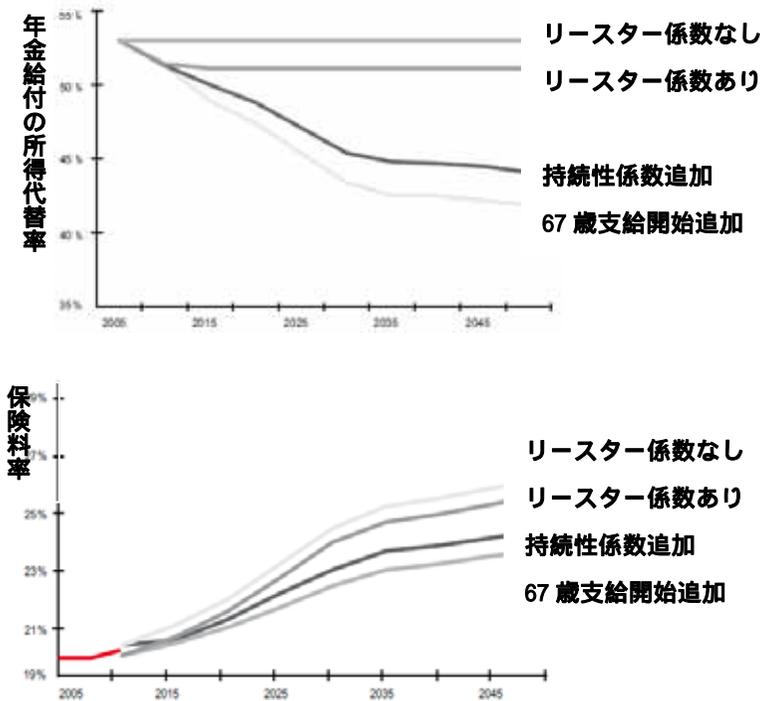
減額のなかった早期受給に対しては、繰上げ1ヶ月あたり0.3%の給付減額が導入された。公式支給開始年齢が2年引き上げられると、実際の受給開始年齢を引き上げない限り毎年の受給額が7.2%減額されることになる。

1996年経済成長・雇用拡大法で引き上げが前倒し・加速された（引上げの65歳到達が男性は2002

年、女性は 2005 年に繰り上げられた)²⁵。

ついで 2007 年には受給開始年齢を 65 歳から 67 歳へと段階的に引き上げることが可決された。2030 年にかけて段階的に引き上げられつつある(67 歳年金)。

以上の給付削減策の結果、将来の給付と拠出がどうなるかの一推計を紹介する(図表 11)。リースター係数、持続性係数、67 歳開始によって長期的には将来の給付は抑制され、保険料率も低下する。



図表 11 ドイツ法定年金の将来の年金水準、保険料率予測²⁶

1.5.4. 年金課税シフトによるネット給付抑制

2004 年年金改革(2003 年可決)では、年金課税の拠出時から受給時への段階的移行も決められた(老齢所得法)。官吏への恩給(法定年金とは別の無拠出年金)が課税されていることとの不公平是正を命ずる連邦憲法裁判所の判決(2002 年。実施期限は 2005 年 1 月 1 日)に応じてリユルupp 審議会が答申したものの法制化で、2005 年から 2040 年にかけて年金保険料拠出が段階的に 60%控除から 100%控除になり、年金給付が 50%課税から 100%課税になるものである。実際には月額 1575

²⁵ 松本[2004]49 頁、59 頁。結果的には引き上げ開始前の早期退職が加速した。期待権保護のための猶予がモラル・ハザードをもたらしている。

²⁶ Raffelhüschen/ Ehrentraut 2008.

ユーロ（18.9万円）未満の給付には課税されず、大半の受給者には影響がない一方で、拠出の課税が軽減されるので、全体としては減税になる。将来の高所得高齢者に対しては税引き後の給付を抑制する。

1.6. 法定年金給付抑制が世代間移転に与える影響

この節では法定年金の給付抑制が世代間移転に及ぼす影響について考察する。

ドイツは、公的年金に関しては1889年以来120年という世界最長の歴史を持っている（逆に言うとう長い人類の歴史の中で年金というものは最長でも120年の歴史しかない）。労働運動、革命運動、積立を蕩尽する二度の天文学的戦後インフレ、年金財政にも影響する大量失業、崩壊した社会主義国の負の遺産を継承するドイツ再統一という困難にもかかわらず、ドイツの法定年金が高い代替率を維持してきたのは、少子化と高齢化が、長らく進行しているわりには急速でなく、ベビーブーマーがまだ当分現役労働者でありつづけることが一因である。

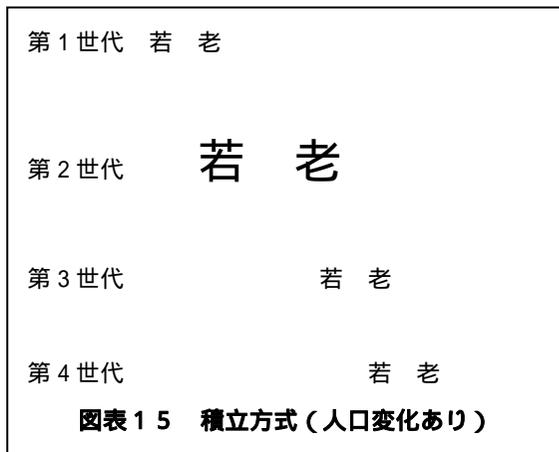
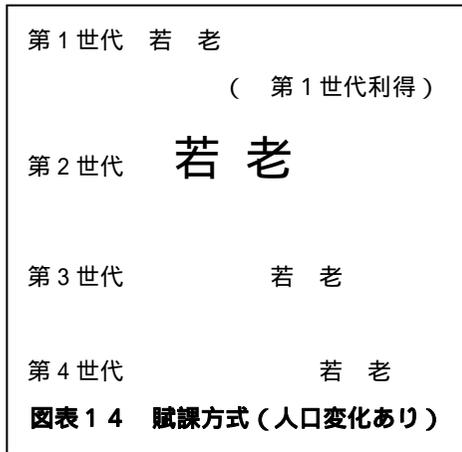
しかし日本の団塊の世代よりピークが16歳若いドイツのベビーブーマーも、そろそろ最初の世代が引退し始めている。すると賦課方式の年金債務が表面化する。

1.6.1. 賦課方式と積立方式

<p>第1世代 若 老</p> <p>第2世代 若 老</p> <p>第3世代 若 老</p> <p>第4世代 若 老</p> <p style="text-align: center;">図表 1 2 積立方式</p>	<p>第1世代 若 老 (第1世代利得)</p> <p>第2世代 若 老</p> <p>第3世代 若 老</p> <p>第4世代 若 老</p> <p style="text-align: center;">図表 1 3 賦課方式</p>
---	--

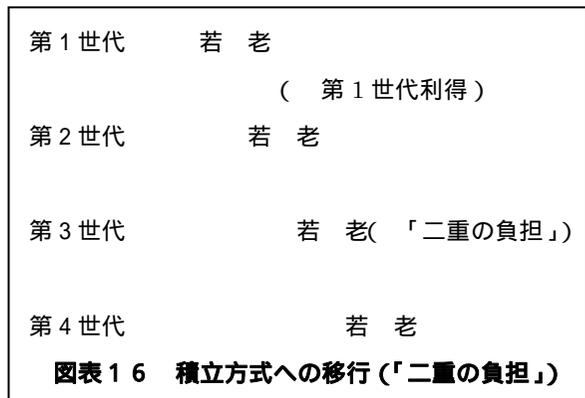
積立方式（**図表 1 2**）は各世代のライフサイクルに従って貯蓄とその取り崩しが行われるだけだが、賦課方式（**図表 1 3**）は $t+1$ 世代の若者から t 世代の老人への移転が順繰りに行われる。人口が同じでこの制度が永久に続くならばどちらも同じであることは図から直感できるが、賦課方式のほうは、第1世代の老人が（年金制度の中に限っては）なしで受給をしている。これが**第1世代利得**であり、**年金純債務**である。賦課方式が続く限り先送りされる。

一方、第2世代の人口が第1世代より多いとすると、第2世代の拠出は楽だが、第3世代の拠出は世代の人口比から言って苦しくなる（**図表 1 4**）。ならば積立方式にしてしまえばいくら少子化



が進んでも年金の拠出と給付は各世代内で完結しているので負担の増減は生じない(図表 1 5)。

しかし賦課方式から積立方式には移行時期がある。その時期の若者(第3世代)は、賦課方式の拠出と、積立方式の積立の両方をしなければならない。賦課方式が永久に続くなら永久に先送りできたはずの年金純債務を、第3世代だけで引き



受けなければならない。これは「二重の負担」とよばれる²⁷(図表 1 6)。

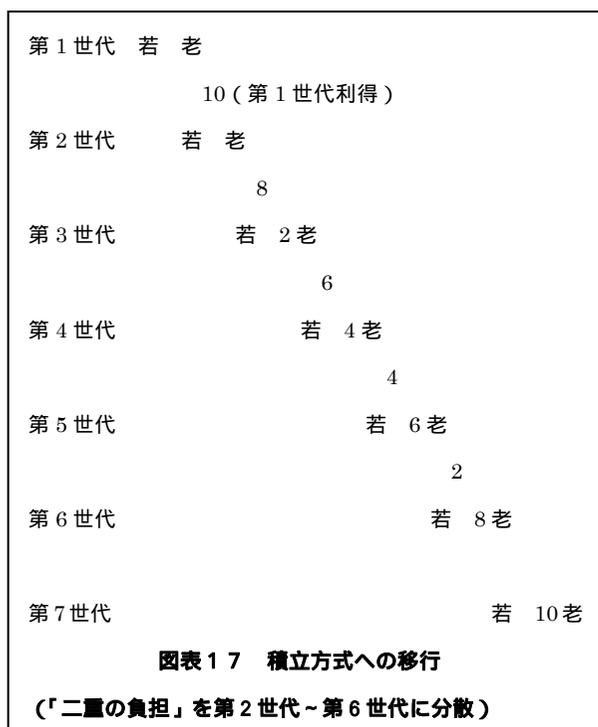
ならば図表 1 7のように、移行期の世代を増やして徐々に積立方式の比率を高めていくことができる。第3世代だけに集中していた年金純債務の償還を5世代に散らせれば各世代の「二重の負担」(10稼得して8しか消費できないので、2が純負担)は5分の1で済む。

理論的には、積立方式に移行すれば資本ストックが増えるので生産性が上がって所得が上がり、その所得上昇分は負担を相殺する。以上が一番単純化した積立方式移行論である。

以上は利子率も経済成長率もないモデルだが、麻生[2002]は割引価値で計算することによって「賦課方式の年金制度は、積立方式の年金制度に所得移転政策(賦課方式の年金制度導入時の高齢者に所得移転を行い、その財源を国債発行によって調達し、後は、その国債残高を労働者1人あたりでみて一定に保つように各時点で増税を行う)を組み合わせたものに等しい」ことを示した²⁸。

²⁷ 老後のための積立は、1世代のライフサイクル内での消費の配分であり、本来負担ではない。負担は、第1世代利得を償還させられることによって生ずる。

²⁸ 麻生[2005]174~175頁。



「積立方式と賦課方式の違いは、(1) その国債残高分だけ政府資産が異なることであり、そのため、(2) 一国全体として資本ストックの水準が異なり、(3) 賦課方式のもとではその国債残高を労働者1人あたりでみて一定に保つように最低限の税負担が求められること、の3点である。特に(1)の点を考えると、積立方式では資本市場のリスクにさらされるが、賦課方式ではそうではないという議論も奇妙になる。」

「こう考えていくと、積立方式と賦課方式のどちらが優れているかという問題設定は誤りであり、本当に重要な問題は、年金純債務を償還すべきかすべきでないか、あるいは最適な年金純債務の経路は

どのようなものなのかということになる。」²⁹

問題は**年金純債務**(第1世代利得)であり、年金の世代間問題は年金純債務を各世代でどう負担するかというゼロサムゲームである。第1世代負担を顕在化して国債にし、各世代は自世代内でライフサイクル内の貯蓄と取り崩し、保険原理による長生きの生活費リスクの分散を行えば問題ははっきりする。

1.6.2. ドイツでの積立方式論争

World Bank, *Averting the Old Age Crisis*, 1994 をきっかけに、特に1990年代の後半、積立方式移行がドイツでも盛んに議論された³⁰。Feldstein/Siebert[2002]を見ると、2000年の学会でRürupの報告をBörsch-Supanが賦課方式の財政負担予測を過小評価していると批判している。「これから25年間の世代間の負担を均すためにこれから数年間4.5%の積立をすればよい」などというのが当時のHans-Werner Sinnが主宰する経済省学術諮問委員会の主張であり、2000年/2001年年金改革はこの考えに沿って行われた³¹。

2004年年金改革は、Bert Rürup(当時の経済省学術諮問委員会委員長)を会長とするリュルツ

²⁹ この2段落の引用は麻生[2005]。

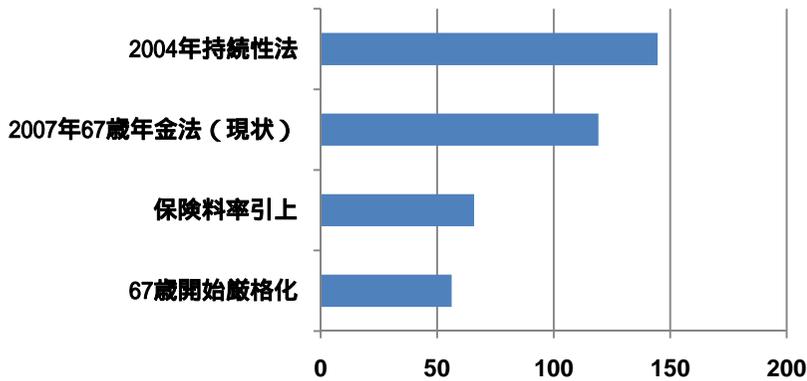
³⁰ Konrad/Wagner[2001]が詳しい。

³¹ 石光[2001]。

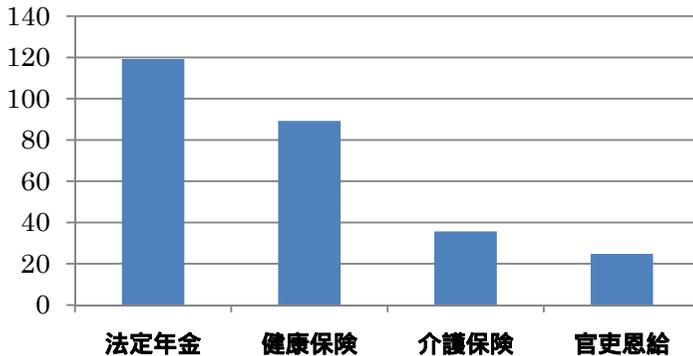
ブ審議会の答申に従って行われた。現在ドイツにおける代表的な年金専門家は Bert Rürup、Axel Börsch-Supan、Bernd Raffelhüschen であるが、世代会計 (Generationenbilanz) を用いて年金純債務 (Nachhaltigkeitslücke 持続性ギャップ) を明示しているのが Raffelhüschen である。

1.6.3. ドイツの年金純債務

Raffelhüschen によると、リースター係数と持続性係数によってかなり下がっていた法定年金の年金純債務は、年金支給開始年齢 67 歳引き上げによってさらに下がった (図表 18)。問題なのは健康保険 GKV、介護保険 GPV、国家財政、そして官吏恩給であるという (図表 19)。



図表 18 給付抑制の進展による法定年金の年金純債務の減少³²
(2005年。横軸は年金純債務の対 GDP 比百分率)

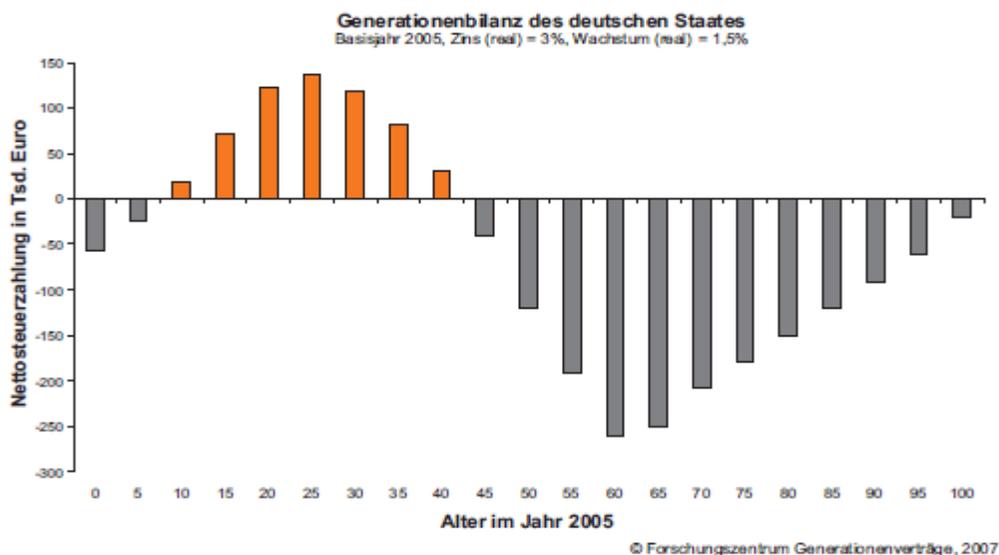


図表 19 社会保険の純債務³³ (2005年。縦軸は年金純債務の対 GDP 比百分率)

図表 20 は年金財政ではなく、国家財政の税負担の世代会計であるが、ある世代間移転が示されている。1960 年生まれまでが純利得を得、1965 年～1995 年生まれが純負担を蒙る。

³² www.vwl.uni-freiburg.de/fakultaet/fiwil/downloads/fzg-aktuell/fzg-aktuell-03.pdf より作成。

³³ www.vwl.uni-freiburg.de/fakultaet/fiwil/downloads/fzg-aktuell/fzg-aktuell-03.pdf より作成。



図表 2.0 ドイツ国家財政へのコーホート別純納税額^{3 4}
(横軸は 2005 年時点の年齢。縦軸は純税負担。単位千ユーロ)

ドイツ法定年金の年金純債務をきわめて大雑把に概算すると、2007 年の給付総額が 2161 億ユーロで、受給年数が東西男女平均で 18.0 年 (DRV[2009])、世代別人口に変動がないものと仮定して掛け合わせると、3.9 兆ユーロ (2007 年の購買力平価を 1 ユーロ=120 円として換算すると 468 兆円。人口 8250 万人で割ると国民一人当たり 567 万円)で、GDP2.4 兆ユーロの 1.6 倍。Raffelhüschén の推計は法定年金については 1.2 倍だが、官吏恩給の債務を足すと GDP の 1.4 倍になる。いずれにしても日本の年金純債務 690 兆円 (麻生[2005b]。国民 1 人あたり 460 万円。GDP の 1.4 倍)とほぼ同水準である。

アメリカの社会保障年金の年金純債務 7.2 兆ドル(Kotlikoff/Burns[2004]) (1 ドル 120 円として 860 兆円、国民 1 人あたりで 288 万円。GDP の 0.5 倍)と比べると、年金純債務の大きさはドイツ日本>アメリカという順位になる。

日本と同水準の国民一人あたり年金純債務を持つドイツが、Raffelhüschén によると年金純債務の問題を大方片付けてしまったのは、日本よりまだ人口構成が若いうちに上述の支出抑制策を矢継ぎ早に打ったため、今年のリースター係数停止のような後退さえ慎めば、即時積立移行の荒療治が必要だというドイツの介護保険と違って、少子高齢化に対する財源策として間に合ったということだろう。

これが本当かどうかは、まずは 2013 年ごろにリースター係数の階段がまず 4%に昇り切り、スライド抑制が効いたかどうかで出だしの確認ができるはずである。

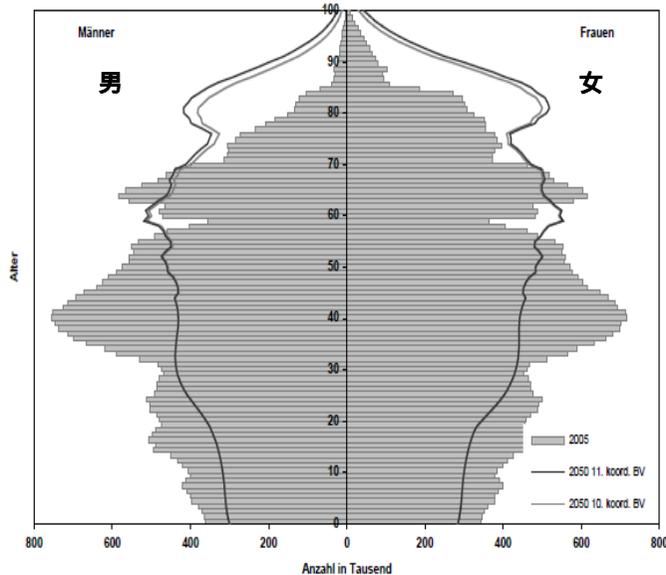
^{3 4} www.vwl.uni-freiburg.de/fakultaet/fiwiI/downloads/fzg-aktuell/fzg-aktuell-03.pdf

ちなみにイギリスは賃金スライドを廃止することによって公的年金の財源問題をなし崩し的に解消してしまった。紹介したスライド率の削減が賃金スライドの廃止に近づくかどうかは、加重係数 α の切り上げ次第では可能である。リスター年金加入者が増えるほどそれは政治的に容易になってゆくだらう。

1.6.4. 年金純債務の世代間負担配分

今の年金改革の進行で年金純債務を減らす負担を負う世代のバランスが適当なのかは、年金純債務の絶対額の減少とはまた別の問題である。

第1世代利得を第1世代に払わせることはもうほとんど不可能である。1957年から賦課方式として出直した法定年金の第1世代は、第二次大戦後の積立金をも10年間で消尽しながら利得を得てきてほとんどが死んでしまった。ただしその後のcoverageの拡大によって新規に加入した階層も第1世代には違いないので、この層は現在の給付減とこれからの負担増に捕捉される。



図表 2 1 ドイツの人口の年齢別構成^{3 5}

(棒グラフが 2005 年、折線グラフが 2050 年の予測。単位：千人)

図表 2 1 の人口ピラミッドを見ると、ドイツの少子高齢化とは、20 世紀初頭以来の出生率減少と戦争の影響で少ない現在の高齢者ではなく、現在の 40 代をピークとするベビーブーマーの人数が、30 歳以下の若年者に比べて多いことだと分かる。日本よりベビーブームが遅く、かつ年金については抑制の手立てが整ってきたので、ベビーブーマーの負担もかなり大きくなるが、年金改革が先送りになる度が強まるほど、ベビーブーマーに続く世代の負担は大きくなる。

^{3 5} <http://www.vwl.uni-freiburg.de/fakultaet/fiwil/publikationen/173.pdf>

2. 個人勘定の積立年金

ドイツ政府は 法定年金 企業年金 個人年金・貯蓄という「三本柱」を推奨してきた³⁶。以下は 法定年金の給付を抑制しつつあるドイツ政府による 企業年金と 個人年金・貯蓄の推奨である。

2.1. リースター年金 (Riester-Rente)³⁷

2000年/2001年年金改革では、法定年金の給付抑制を補完する措置として、個人年金・企業年金を利用した積立に、所得や子供数に応じて国が補助金を支出したり(低所得者、多子者ほど有利)税制優遇措置をとったりする通称リースター年金を新設した。完成年度の2008年時点で給与の4%以上を拠出する。導入にかかわった連邦政府経済諮問委員会のSinnは強制加入を主張したが、任意加入の制度である。

2.1.1. 補助対象者

リースター年金の補助を受けられるのは、上述の法定年金強制加入者(被用者、失業者、ある種の自営業者を含む)、農業者年金強制加入者、官吏・判事・職業軍人(恩給制度がある)である。夫婦の場合、片方が適格ならばその配偶者も自分の名義で契約をする限り補助を受けられる。補助を受けられないのは法定年金の任意加入者、法定年金に加入義務のない自営業者、社会保険加入義務を免除される少額給与生活者などである。

2.1.2. 補助対象契約

(開始時期) 60歳以降、また法定年金支給開始以降に支給を開始するもの
(支払形態) 定額または漸増の年金。30%までは一時金も可。85歳以降は終身年金保証が必要
(元本保証) 支給開始時において、支払われた保険料+補助金分を支給する可能性は保証。 (死亡すればそれ以降は支給されない)
(手数料の分割払) 締結費用は2005年以降最低5年分割。それ以前は最低10年分割
(譲渡禁止) リースター契約は代理・譲渡不可(担保)積立金は差押えも担保設定も禁止
(透明性) 提供者は加入者に毎年、契約・販売・事務費用を提供。契約更新時に関連費用を開示
(男女均等規定) 2006年以降の新規契約については男女保険料均等のこと(EUの決定による)

図表22 リースター年金の補助対象契約の条件

補助を受けられるのは証明官庁から認証番号を受けた金融商品だけである。この証明は元本や高

³⁶ Riester, Rürup, Eichel – welche Rente ist die Richtige?

<http://www.banktip.de/rubrik2/18153/0/2/Riester+Rrup+Eichel+Welche+Rente+ist+die+richtige.htm>

³⁷ BMAS[2008].

い利回りを保証するものではない。

2.1.3. 補助の内訳

2008年からは、2100ユーロまでの所得税特別支出控除、154ユーロの基礎補助金、子供一人当たり185ユーロ（2008年以降生まれの子供は300ユーロ）の補助金、就職1年生ボーナス200ユーロ（1回限り）、最低自己拠出額は前年所得の4%マイナス補助金、最高自己拠出額は2100ユーロマイナス補助金である。

2.1.4. 企業年金

2000年/2001年年金改革により、全被用者は2002年1月から報酬の一部を企業年金拠出に振替える権利を与えられた。企業年金には引当金(Direktzusage)、共済基金(Unterstützungskasse)、年金基金(Pensionskasse)、この改革で新設されたペンションファンド(Pensionsfonds)、そして直接保険(Direktversicherung)があるが、どれを選ぶかは労使協議事項であり、企業レベルや産業別協約レベルで確定する。協議不成立の場合も直接保険(生命保険会社)への振替は「最低限の要求」として常に認められる。

拠出分担には被用者のみ拠出(報酬振替)、雇用者のみ拠出、そして両方の拠出という3種類がある。

企業年金の個人年金に比べてのメリットは、(1)規模の経済があること(2)加入者は金融業者選択や手続きの手間がかからないこと(3)雇用者も出資してくれることが多いこと(4)免税や拠出免除または補助金や特別支出控除というリスター補助が特に有利なことである。2010年は年額4440ユーロの報酬(月額370ユーロ、4.4万円)を免税または社会保険料免除で企業年金に投資できる。振り替えられた報酬部分は、2640ユーロまで社会保険料の対象から除外される。

企業年金への報酬振替	1,000ユーロ
化学産業の雇用主からの補助金	200ユーロ
合計貯蓄額	1,200ユーロ
租税・社会保険料優遇	495ユーロ(リスター補助)
官民の補助合計	695ユーロ
補助率 = 官民の補助合計/合計貯蓄額	$= 695 \text{ユーロ} / 1,200 \text{ユーロ} = 58\%$

図表23 リスター補助の例1 所得35,000ユーロの既婚化学産業熟練工

2.1.5. 預金、個人年金、ファンド積立プラン

銀行預金プラン、個人年金保険、ファンド積立プランが補助を受けられる。連邦労働社会省のパンフレットは、株式比率の高いファンド積立プランは、相場で損失をこうむっても埋め合わせる年数のある若い人向き、安全な銀行預金プランは埋め合わせる時間のない年配者、安全志向の高い人向き、中間的な個人年金保険は「若い安定志向の投資家向き」と説明している。

二人ともリスター契約を している夫婦（子供2人）	独身、子供なしの男性
前年所得 30,000 ユーロ	前年所得 30,000 ユーロ
その 4% 1,200 ユーロ	その 4% 1,200 ユーロ
補助金 678 ユーロ（リスター補助）	補助金 154 ユーロ（リスター補助）
差引抛 出 522 ユーロ	差引抛 出 1,046 ユーロ
税制優遇 0 ユーロ	税制優遇 202 ユーロ（リスター補助）
補助総額 678 ユーロ	補助総額 356 ユーロ
補助率 57%	補助率 30%

図表 2 4 リスター補助の例 2、3

2.2. リュルupp年金(Rürup-Rente)

2004 年年金改革で導入された、主に自営業者向けの税制優遇措置付き積立プランである。リスター年金のような抛 出補助金はないが、2010 年時点では抛 出の 70%が所得控除対象になる。この比率は徐々に上昇して 2025 年で 100%に達する。一方で年金給付への課税が次第に強化されるが、前述のように年金受給時の所得は現役時よりも通常少ないため、年金課税の受給時へのシフトは、所得税の累進税率の下では税制優遇措置になる。

ただしこの控除には限度枠があり、この枠は法定年金の抛 出と合算された抛 出に適用されるので、法定年金への抛 出で枠の大半を使ってしまいう高給取りにとってはメリットが少ない。自営業者でなければ中・低層の給与所得者向けの制度である。

2.3. アイヒェル年金(Eichel-Rente)

以前からある企業年金を、リスター年金やリュルupp年金との対抗上、シュレーダー政権の財務相の名を取ってアイヒェル年金とも称する。ピスマルク以前から存在するが、法的に整備されたのは 1974 年の企業年金法（BetrAVG）以降である。

リュルupp年金と同様、補助金はない。抛 出は限度額までは非課税で、給付が 100%課税という点が現在のリュルupp年金と異なる。報酬振替（Gehaltsumwandlung）の手続きにより、雇用主が手続きをとる。企業年金はリスター年金の補助対象にもなっており、リスター年金との併用も可能である。転職ともなうポータビリティが完備してきている。

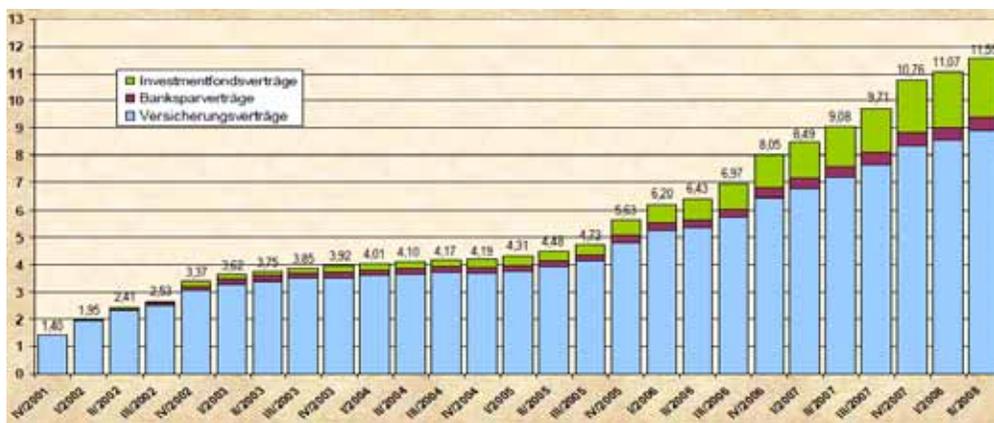
3. 公的高齢給付間の関係

3.1. リースター年金の停滞と伸張

リースター年金は、手厚い補助金・税制優遇措置にもかかわらず、導入当初以来の加入の伸びは、見方によっては遅々としていた。リースター年金契約者の比率は 13.8%（2002 年）、17.4%（2004 年）、21.9%（2005 年）であった³⁸。

Sinn は、契約者率が 16%であった時点で、この契約率の低さは、2035 年までには年金給付の所得代替率が 35.6%にまで下がり、このままいけば社会扶助の所得代替率 32%を下回ることを予測した低所得者が、リースター年金による貯蓄資産があると社会扶助を受給できなくなることを正しく予想した結果であり、(こういうフリーライダーの存在は)ドイツ福祉国家の(モラル・ハザードの)深刻な現実である、と言っている³⁹。

しかし、大多数のドイツ国民が、IFO 経済研究所所長の Sinn と同様の情報を有しているとは考えにくい。あるアンケート調査⁴⁰によると、「国はいろいろなところで老後の保障を補助しています。どの老後保障をよく知っていますか」という質問に、54.9%がリースター年金、52.9%が生命保険、45.7%が企業年金、10.3%リユルupp年金、21.3%が以上どれも知らないと答えた。リースター年金が一番知られているが、残り半分のドイツ国民はまだあまりよく知らないわけである。



図表 25 リースター年金の契約数（上から投資ファンド、銀行預金、保険）⁴¹

さらにリースター年金は、2005 年以降、100%年金給付の規定を解除し、30%までは一時金での

³⁸ Börsch-Supan u.a.[2006] S.50.

³⁹ Sinn[2007]p.233.なお、失業手当については、リースター年金やリユルupp年金の積立資産があっても給付の欠格条件に該当しないことになっている。これは“Hartz IV frei”(ハルツ 免除)と呼ばれ、両年金プランの販売促進材料になっている (Riester,Rürup,Eichel – welche Rente ist die Richtige;脚注 36)。

⁴⁰ Raffelhüschen / Ehrentraut [2008].

⁴¹ http://www.bmas.de/coremedia/generator/26284/property=pdf/riester_rente_entwicklung_diagramm_stand_I_2008.pdf

受け取りが可能になった。その結果、2003年から2005年前半までは400万件で頭打ちだったリースター年金の契約数は、2006年から著増し、2009年第1四半期には1242万件を突破した⁴²（**図表25**）。

現時点においてリースター年金の契約率は上昇しつつある。

拠出と給付の関係で言えば、より明確な個人勘定年金の比重が高まることは、年金制度のアカウントビリティーの拡大である。

一方、世代間や世代内の所得再分配を考えると、Sinnの悲観論が正しいなら、法定年金のスリム化に耐えながらリースター積立をする階層と、早期退職や社会扶助受給によってフリーライダーになる階層が併存することになる。

なお、リースター年金に対する国庫補助金は、制度完成と加入者増大にともなって以下のように毎年ほぼ倍増してきた（**図表26**）。

年	補助金 (百万ユーロ)
2003	72.5
2004	145.5
2005	333.5
2006	562.0
2007	1,070.8

図表26 リースター年金への国庫補助金⁴³

3.2. 税財源移転支出（社会扶助、基礎保障、失業手当）

3.2.1. 社会扶助（Sozialhilfe）

社会扶助（Sozialhilfe）は税財源の生活保護制度である。前身はワイマール共和国時代の1924年に導入された公的扶助（öffentliche Fürsorge）だが、戦後ドイツ連邦共和国（西ドイツ）では1961年に連邦社会扶助法が可決、施行された（2005年、個別法としては廃止され、社会法典 SGB: Sozialgesetzbuch という、社会保障を包括する法典に統合された）。バイエルン州内の最新の給付額は351ユーロ（単身者）、失業手当と同水準である。移転支出としては失業手当と代替関係にある。2005年にはハルツ改革という移転支出抑制策によって社会扶助受給者が激減し、失業手当受給者が増えた。

⁴² http://www.bmas.de/portal/33574/property=pdf/2009_06_10_entwicklung_riesterrente_I_2009.pdf

⁴³ <http://www.walterriester.de/presse48.html>（入稿時点ですでに消滅）

3.2.2. 基礎保障(Grundsicherung)

基礎保障(Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung. 老齢と稼得減少における基礎保障)は、65歳以上の者と、18歳以上の稼得能力減少者に対する税財源移転給付で、額は社会扶助と同じである。2000年/2001年年金改革の一環として2003年1月から施行された。これは従来の社会扶助に存在した、親や子による扶養を求められることを嫌って、社会扶助受給の資格があるにもかかわらず申請しない「隠された貧困」を回避するために設けたもので、受給条件が社会扶助より緩和されている。2005年に社会扶助に統合された。

3.2.3. 失業手当 (Arbeitslosengeld)

失業手当 I (Arbeitslosengeld I) は失業保険料にもとづく社会保険給付であり、従前所得の60%を12ヶ月間支給するものである。一方、失業手当 I が打ち切られたあとに支給される失業手当は、しばしば併用されていた失業扶助(Arbeitslosenhilfe)と社会扶助 (Sozialhilfe) を2005年に合体した100%税財源の移転支出であり、単身者は月額351ユーロ(2008年7月1日～。月4.2万円)という、必要最低限の給付である。2000年代前半に進んできたハルツ改革の一環である。

ちなみに失業手当受給者は前述のように法定年金保険料に加入する義務があるが、保険料相当の金額は税財源で手当される。

3.3. リースター年金・法定年金と社会扶助との関係

2008年1月10日、Monitor というテレビの報道番組が「低所得者はリースター年金に拠出すると損をする」という主張をした⁴⁴。

連邦政府のスポット広告の紹介<声「こんにちは！リースター年金についても何か聞いていますか？」スーパーで働いている女性「ええ。将来の法定年金がゆっくり下がってゆくの埋め合わせるものでしょう。私もリースターしますよ！」>

ナレーション「子供たちのためにパートで働く42歳のKFさん(女性)はこの広告を信じてリースター年金を契約し、苦しい中で毎月20ユーロをリースター年金のために支払っていた」

KF「私が期待できる年金は少ないものですからリースター年金の契約をしていました。私は独身だし、少しでも足しになるものが欲しかったんです」

ナレーション「ところが苦労して払い続けても老後の足しにはならないかもしれないことをわれわれは発見した。法定年金の受給額が少なくて生活できない人は、国の援助を受ける権利がある。基礎保障、つまり老後のための社会扶助だ。ところが個人的にリースター年金の積み立てをすると、

⁴⁴ <http://www.wdr.de/tv/monitor/beitrag.phtml?bid=928&sid=175> (入稿時点ですでに消滅)よりダウンロード、抄訳。

国はその額を上積みするのではなく、生活のための補助金を減らすので、リスター（の拠出）は福祉事務所を潤すことにしかならないのだ」

Rürup「リスター年金の問題点は、給付が基礎保障に算入されてしまうことです。つまり、老



図表 2.7 Monitor で使われたリスター年金の基礎保障への吸収の説明画面

後に基礎保障に頼らざるを得ないと思っている人は、どんなに補助が多くても、リスター契約をしないのが合理的になってしまうということです」

KF「誰もそんなことは教えてくれなかったし、知っていたらリスター契約はしていませんでした」

Rürup「長い間保険料を払い続けて得た受給権が、基礎保障と大差ないものになってしまったら、年金制度への信頼は失われてしまいます。それは問題で、われわれはこれに取り組む必要があります」

この女性がリスター契約を続けているとどうなるだろうか。月額 20 ユーロ、年額 240 ユーロに母子 3 人の補助金が 154 ユーロ×3 出るので年積立額 702 ユーロ。これを 42 歳から 67 歳まで 25 年続け、利率が 5% とすると、67 歳時点での積立残高は 35,180 ユーロ(528 万円)になる。2008 年の旧連邦州(西ドイツ)の女性の平均受給年数は 19.9 年である。ここから月額いくらの終身年金ができるかは年金保険商品の設計による。

一方、法定年金はいくらになるだろうか。受給額階層別比率表(図表 2.8)を見ると、現在でも旧連邦州(西ドイツ)女性の法定年金受給額的最頻値は、社会扶助移転額 351 ユーロを下回る 150-300 ユーロの層で、それ以下が 36.0%に及ぶ。

まして前述のリスター係数、持続性係数、支給開始年齢 67 歳引き上げによって、代替率は 10%ポイント超下がる見込みである(前出図表 1.1 上)。図表 1.1 の「年金水準」というのは 45 年拠出し続けた理想的サンプルの代替率であり、実際の受給額の平均値や最頻値はそれより低い。法定年金受給額が社会扶助水準を下回る可能性は、特に女性では今でも無視できず、将来はさらに上がる。また、積立方式なので複利で運用できる上に補助金を与えられるので収益率の高いリスター年金

も、積立月額が 20 ユーロではさしてあてにならない。

受給年金月額 月額（ユーロ）	旧連邦州男性 689万人中 構成比率（％）	旧連邦州女性 819万人中 構成比率（％）	新連邦州男性 162万人中 構成比率（％）	新連邦州女性 226万人中 構成比率（％）
150未満	6.8	14.3	0.3	0.7
150-300	5.8	21.7	0.7	4.5
300-450	5.6	14.8	1.5	7.9
450-600	6.3	14.8	4.1	21.1
600-750	7.7	14.4	12.0	35.3
750-900	9.4	10.0	20.1	16.9
900-1,050	11.8	4.9	22.1	7.5
1,050-1,200	14.0	2.7	16.1	3.6
1,200-1,350	12.6	1.4	10.5	1.6
1,350-1,500	9.0	0.7	7.0	0.6
1,500以上	11.2	0.4	5.6	0.2

2008年12月31日の数値。DRV[2009]より石光作成。

図表 2 8 法廷年金受給額階層別比率表

働かず貯蓄せずに社会扶助に頼ろうとするフリーライダーに Sinn が怒り、それを助長しかねない報道姿勢にリースター元労働社会相が憤慨するのはもっともである⁴⁵。

しかし、この女性がリースター年金をやめてしまったのは、所得を急増させることができない以上、合理的であるだけでなく、仕方ないことであり、Rürup が言うように、制度に問題がある。(1) 社会扶助とリースター年金の受給額調整のあり方は、低所得者に関してだけリースター年金が給付への税率が 100%になるという問題であり、(2) 法定年金の水準が社会扶助の水準にまで下がりかねないという年金制度のあり方には、抛出した人と抛出していない人が同じものを受給することになるといふ、公平上の問題がある。

3.4. リースター年金と社会扶助の関係をどう考えるか

Sinn が主張するように、リースター年金を強制保険にしてしまう、というのが一つの解決策である⁴⁶。リースター年金は当初は強制保険として計画された。スウェーデンの 1999 年年金改革で導入された 2.5%の部分積立方式も強制加入である。部分積立方式の導入はアメリカでも検討されているが、これも強制保険でなければ賦課方式の社会保障年金を補完するものとして新設する意味がない。

しかし、逆に、リースター年金は、任意であるがゆえに、アメリカにおける企業年金に似た役割

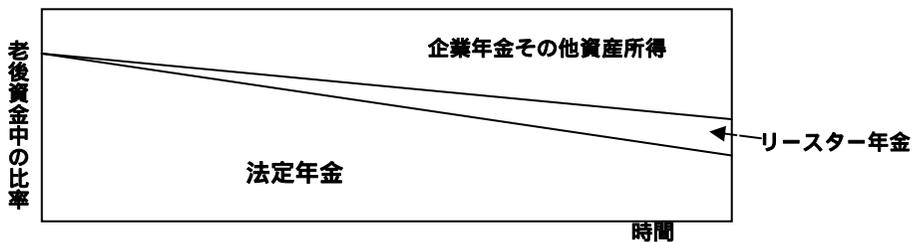
⁴⁵ リースター氏は Monitor の報道姿勢を「年金改革を何年も逆行させるものだ」と批判している。

⁴⁶ リースター年金の強制加入が実現しなかったのは、労働組合の強いドイツにおいて社会保険負担の増大を恐れる企業側の抵抗によるという。もっとも、リースター契約をしなくても法定年金の給付はリースター係数によって抑制されるので、リースター契約をしなないと損だ、という形で間接的な強制が行われていると考えることもできる。

を持つという考えも成り立つ⁴⁷。ドイツにも企業年金は以前からあったが、2000年/2001年年金改革は企業年金を各企業に義務化し、ペンションファンドという新商品を創設し、そして補助金や税制優遇によって企業年金を大幅に拡張しつつある。アイヒェル年金という新しい通称ができたのはそのためである。そもそもリースター年金は、基本的に企業年金である。もちろんリースター補助を受けない企業年金も存在する。リースター年金は補助を主務とするために、必然的に枠を持つ。枠を持つということは、枠外の商品が必要であり、その役割を旧来の企業年金が引き受けている。

このように、リースター年金は3本柱の2本目、3本目だとすると、基礎保障（社会扶助）は、3本柱を外から支えるものである。ドイツには存在しない基礎年金に似た役割を持つのかもしれない。社会扶助もドイツには以前からあるし、ビスマルクが公的年金を創設する前からあるのだが、やがては社会扶助に吸収されたとはいえ、その名も基礎保障 Grundsicherung という、基礎年金を思わせる名を持つ制度が、3階を充実させるリースター年金を作ったのと同じ2000年/2001年年金改革で導入されたことは、リースター係数による給付抑制に対する補完策であるという想定が可能である。

つまり、2000年/2001年年金改革は、報酬比例型被用者年金である法定年金のスリム化を、企業年金中心のリースター年金と、税財源の基礎年金の設置という両面から補完しようとするものである。



図表 29 法定年金のスリム化とその補完

そうした量的な補完関係の他に、法定年金の内部にも社会扶助や企業年金を充実させざるをえない質的な事情がある。

法定年金が社会扶助を必要とする内部事情というのは coverage の問題である。そして法定年金が企業年金を必要とする内部事情というのは賦課方式と積立方式の問題、賦課方式の内部収益率の低さの問題、賦課方式年金の少子高齢化による維持可能性の問題である。この両者については前述した。

リースター年金と社会扶助の関係に話を戻すと、この問題は、こうして強化されつつある社会扶助と企業年金とが初めて直接衝突した事例なのである。以前のような企業年金しかなかったら、社会扶助と衝突することはまずなかっただろう。大企業労働者と生活保護受給者とでは階層が全く重

⁴⁷ 東京大学の渋谷博史氏のご示唆による。

ならないからである。しかし企業年金中心でありながら低所得者への手厚い所得再分配や、子育て家族に対する育児支援策（微弱的ではあるが、少子化対策である⁴⁸）を含むリースター補助は、企業年金を利用する所得階層を引き下げたのである。

さて、リースター年金を強制加入にすれば、社会扶助を当てにして勤労も貯蓄もしない、イソップ童話のキリギリスのようなフリーライダーは防げる。しかしその場合も、Monitor が指摘した「結局社会扶助を受給することになったのだが、リースター年金の掛け金を払ったのに、それは給付には反映されず、リースター年金に入っていない人と同じ金額しかもらえないのはおかしい」という問題は残る。リースター年金の強制加入の問題とは別に、この問題を解消できるような法整備が必要だろう。該当者が少ないこと、実際に損失が出るのが先のことであること、から、この問題はまだ整理されていないようである。

3.5. ドイツの「年金空洞化」対策

上で触れた coverage の問題とは、自営業者と低所得者の問題である。ドイツの法定年金は、報酬比例型の年金制度の中に被用者ならぬ自営業者の一部を包括しているという、定額の国民年金でも捕捉に苦しんでいる日本からすると驚くべき制度である。

ただしこれは、業界ごとに把握しやすい被用者、職人組合（ツunft）的に把握しやすい芸術家や手工業者といい、組織されていて把握しやすい集団を強制加入させているに過ぎない。

そして、たいがい未組織であり、捕捉も難しい低所得者や不安定雇用者については、国民年金制度のないドイツでは、日本のように国民年金の未納問題になるのではなく、全く異なった処理をしている。

3.5.1. 移転支出受給者化

捕捉に問題のありそうな階層を何らかの社会保障の受給者にしてしまうやり方である。ドイツでは失業者を法定年金の強制加入者にし、しかも保険料を税財源で与えている。社会保険の形をとってはいるが、実質的には税財源の移転支出である。さらに、稼得不能者年金、稼得減少者年金という制度があり、失業者や半失業者に年金を給付している。また、早期退職というかたちで、老齢年金を受給している低所得者、不安定所得者も多い。

拋出者だと考えるから未納者の捕捉が問題になるのであって、受給者にしてしまえば捕捉から逃れようとするものはいない。ドイツの高福祉の矛盾は高失業率に集中的に表れている。

失業手当 とリースター年金の関係

⁴⁸ 露骨な出産奨励政策を行っているフランスやスウェーデンに比べると、人口圧力から陸軍を強化し、周辺諸国に2回の大戦で戦争を仕掛けて敗れたドイツには、大きな声で出産奨励を言うことが許されない雰囲気がある。ちなみにドイツは日本ならびにイタリアとともに先進国の中でも突出して低い合計特殊出生率を記録し、「少子化の枢軸国」と呼ばれている(石光[2004])。

前述のように、失業手当の受給に際して資産保有に認定されて解約を求められたりはしない点（ハルツ免除とよばれる特典）は、リスター年金の売りの一つになっている。税財源の失業手当を受給しながらリスター年金の貯蓄を継続する失業者も存在するという点である。失業手当に関する扱いは規定の制度として安定している。

法定年金と社会扶助の関係

法定年金と社会扶助の関係も長い歴史を持つ。もともとは積立方式でさえあったドイツの報酬比例型年金制度は、OASDI自体に所得再分配機能のあるアメリカと異なり、公的年金本体には所得再分配機能はあまりない。あるとすればそれは新連邦州（東ドイツ）市民や失業者に対する給付のように、連邦補助金で賄っている（法定年金への補助はドイツの国家財政の中で単独では最大の費目である）。被保険者の項で見たように、いろいろな任意加入は認めているとはいえ、低賃金の被用者は強制加入の対象ですらない（どんな少額のアルバイトでも社会保障税を源泉徴収されるアメリカのOASDIはその対極にある）。したがって社会扶助による補完は不可欠なのである。ちなみに現在法定年金受給者のうちの2%が社会扶助の受給者である。

リスター年金と基礎保障の関係

基礎保障は最後の限界的受給手段として拡充された。リスター年金との調整が問題になっているのは、制度が成熟していないからに過ぎず、成熟すればリスター年金と失業手当の関係のように規定の制度として安定的に扱われるはずである。

3.5.2. 法定年金対象者拡大

ドイツの公的年金制度は最初は労働者と低所得の職員（1891年施行）だけだった強制加入の対象に、職員（1911年施行）、鉱山労働者（1923年施行）、農業者（1957年施行）を新たに加えてきた。この経過はドイツの年金制度の職能的分立の背景になっているが、現在の日本の国民年金・基礎年金のような国民皆年金になっていない分、対象階層拡大の動きが現在も続いている。

1950年代の引揚者、手工業者の強制加入につづき、1972年年金改革法では自営業者や専業主婦も任意加入できるようになった。1985年に育児期間1年が拠出期間に認定されるようになるのに際しては0歳児の父母が、1992年にこの期間が3年に延長されてからは3歳までの子供の父母が強制加入になった。90年代には、介護保険制度の発足にともない、介護者の一部も加入対象になった。1998年12月には委託契約の形式をとる従属的労働も強制加入の対象になった。官吏の恩給（Beamtenpension）や医師等の年金制度（Versorgungswerk）⁴⁹は全く別立てだが、これも組み

⁴⁹ 法定年金加入を免除されている約70万人の医師、税理士、建築家、弁護士、公証人等の自由業者は、職能別の互助事業年金（Versorgungswerk）に加入している。積立方式で投資し（一部は賦課方式）、その積立金は生命保険会社の運営する企業年金積立金に匹敵する約1000億ユーロに達する。
<http://www.faz.net/s/Rub48D1CBFB8D984684AF5F46CE28AC585D/Doc~EAA1FE9188C134F20A04BBD9C8AD95504~ATpl~Ecommon~Scontent.html>

込めという要求もある。

3.5.3. その他の制度

日本の社会保険庁の年金行政上のトラブルと比べると、保険者分立はドイツの年金制度の執行にプラスに作用している。年金行政制度全体は連邦労働社会省が統括しているが、実務を行う保険者は業種別、地域別で、かつて領邦国家だった連邦国家の実情に合っている。保険者を統括する上部概念は、2005年前は職員年金保険と労働者年金保険と鉱山労働者年金保険の3本だったが、2005年以降は一般年金保険と鉱山労働者年金保険の2本である。

なお基礎保障（社会扶助）は郡・独立市の福祉事務所で認可している。

社会扶助は100%税財源、法定年金は四分の一が税財源、リ - スター年金はまだ完成年度を迎えておらず、分母が測定できないので比率は示せないが、補助に財政資金を投入している。

4. おわりに：この間のドイツの年金改革の持つ意味

4.1. 給付抑制の世代会計的影響

年金債務は、将来の給付を約束した時点で生じるので、給付削減を法定した時点で減少する。本稿で詳説した給付抑制メカニズムが予定通り機能すれば公的年金制度の維持可能性の問題はクリアできるようである。賦課方式年金の持つ世代間不公平に対しては、法定年金の給付抑制は年金純債務の減少を通じて後代負担を減らす。

ただし、どのコーホートがどれだけ年金純債務を負担するのかは、保険料引き上げと給付抑制の料率、そして経済成長率（賃金成長率）と利子率の流列に依存する。

4.2. 部分積立方式導入の世代会計的影響

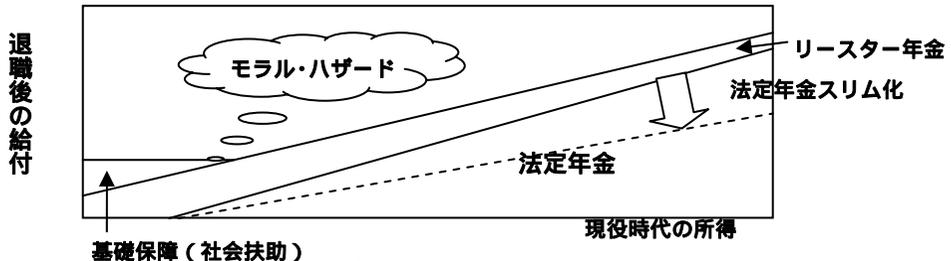
リスター年金は、公的年金の財源方式として考えれば、保険料 19.9%の賦課方式に保険料 4%の積立方式を（個人勘定・任意で）追加した、公的年金への積立方式の部分的導入である。これは少子高齢化による賦課方式年金の内部収益率の減少を量的に補完しようとする、量的な財源対策であって、積立方式化自体は所得再分配機能は持たない。リユルップ年金も同様である。

積立方式の部分的導入は、積立方式の部分については理論的・長期的には内部収益率を高めるはずである。ドイツの金融機関も 2007 年以降の世界金融危機の影響を受けているが、年金積立は長期的な投資であるので、短期的な変動の影響は少ない。ましてリスター年金は政府による元本保証や拠出補助・税制優遇があるので、リスター契約は現在も伸びている。

ただし、財政による補助は現在世代と将来世代の税負担を意味する。**図表 2 0**に見るように、現在 50 歳の世代をピークとするベビーブーム世代を中心として、現在 65 歳から 10 歳までの世代が財政については純負担を負う。社会保険改革の負担のかかる世代も同様であろう。

4.3. 給付抑制補完策の所得再分配機能

図表 3 0は一橋大学の山重慎二氏が日本財政学会での私の報告に対するコメントの際に示してくださった図をもとに描いたものである。法定年金のスリム化を、低所得者に手厚いリスター年金と、もっぱら低所得者向けの基礎保障（社会扶助）で補完しようとしていて、基礎保障との接点でモラル・ハザードや衝突が生じている。2.1.で見たように、リスター年金は、低所得者と多子家族を優遇しているのので、図の左側の低所得層ほど厚く描かれている。基礎保障はもとより低所得



図表30 法定年金・リスター年金・基礎保障⁵⁰

層に給付される。

つまり、法定年金給付抑制と同時に導入されたリスター年金と基礎保証は、リスター年金は個人勘定の企業年金（または個人年金）という「資本主義的」なもので基礎保証は税財源の移転給付という「社会主義的」なものだという差はあるが、どちらも程度の差はあれ低所得者をターゲットにしている。

法定年金のスライド率減少メカニズムは、どの所得階層にも同率で給付を減らす。それに対して高所得者は企業年金を積み増すなり、その他の資産形成に自ら励むなりすればよいとドイツ国家も考えており（「3本柱」の2本目、3本目）、高所得者も現にそうしている。一方、低所得者はそれがあまりできない。従ってドイツ国家は、法定年金給付抑制の補低所得者向けの補完策として、リスター年金に手厚い所得再分配機能を持たせ、基礎保証も整備した。

リスター年金は、4.2で述べたように年金財源方式のハイブリッド化を進めたと同時に、強い所得再分配機能を持った。二面性を持つのである。

⁵⁰山重氏には、こうして図示するとスウェーデンの最低保障年金と似た年金体系の問題であり、スウェーデンと違うのはリスター年金が強制加入でないことだ、と指摘いただいた。

参考文献

- BMAS[2008] Bundesministerium der Arbeit und Soziales, *Ratgeber der Rente*, Juli 2008.
http://www.bmas.de/coremedia/generator/1856/property=pdf/ratgeber_zur_rente_258.pdf
- Börsch-Supan u.a.[2006]Axel Börsch-Supan,Anette Reil-Heid und Daniel Schunk "Das Sparverhalten deutscher Haushalte: Erste Erfahrungen mit der Riester-Rente"(Dez. 2006).
- Conrad[2005] Harald Conrad 「ドイツの年金改革」清家篤・府川哲夫編著『先進5か国の年金改革と日本』2005年。
- DIA[2007] Von Bismarck bis heute: Die wichtigsten Entwicklungen der GRV.
www.dia-vorsorge.de/downloads/df050102.pdf
- DRV[2009] Deutsche Rentenversicherung, *Rentenversicherung in Zahlen 2009*.
http://www.deutsche-rentenversicherung.de/nn_23882/SharedDocs/de/Inhalt/04_Formulare_Publikationen/03_publicationen/Statistiken/Broschueren/rv_in_zahlen_2009_pdf,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/rv_in_zahlen_2009_pdf
- Ehrentraut/Raffelhüschen[2006] *Auswirkungen der Entgeltumwandlung auf die gesetzliche Rentenversicherung*, Ehrentraut, O. und B. Raffelhüschen, Studie im Auftrag des Ministeriums für Arbeit, Gesundheit und Soziales NRW. <http://www.generationenvertraege.de/>
- Feldstein/Siebert[2002] Martin Feldstein/Horst Siebert(eds), *Social Security Pension Reform in Europe*,2002
- Konrad/Wagner[2001] Kai A. Konrad and Gert G. Wagner, Reform of the public pension system in Germany, in Toshihiro Ihori and Toshiaki Tachibanaki(eds), *Social Security Reform in Advanced Countries*,2001.
- Kotlikoff/Burns[2004] Kotlikoff, Laurence J. and Scott Burns, *The Coming Generational Storm : What You Need to Know about America's Economic Future*, The MIT Press, 2004.
- Manow[2000] Philipp Manow, "Kapitaldeckung oder Umlage: Zur Geschichte einer anhaltenden Debatte", in Stefan Fisch und Ulrike Haerendel(hrsg.), *Geschichte und Gegenwart der Rentenversicherung in Deutschland: Beiträge zur Entstehung, Entwicklung und vergleichenden Einordnung der Alterssicherung im Sozialstaat*, Duncker & Humblot, 2000.
- Raffelhüschen / Ehrentraut [2008] Bernd Raffelhüschen & Oliver Ehrentraut , "Vorsorge-mentalität der Deutschen" - Die Verlagerung der sozialen Verantwortung in der Altersvorsorge, Ehrentraut, O. und B. Raffelhüschen, Studie im Auftrag der neue leben Lebensversicherung AG. <http://www.vwl.uni-freiburg.de/fakultaet/fiwiI/publikationen/182.pdf>
- Ruland[2007] Franz Ruland, *Der Anpassungsfaktor, Langfristige Finanzierbarkeit der*

gesetzlichen Rentenversicherung und zusätzliche finanzielle Absicherung .

http://www.deutsche-rentenversicherung-bayernsued.de/nm_42284/DRVBS/de/Inhalt/01__Deutsche_RV/05__Bibliothek/Informationen_der_DRV_Bayern/03-2007_20Langfristige_20Finanzierbarkeit_20DL-04,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/03-2007%20Langfristige%20Finanzierbarkeit%20DL-04

Sinn[2007] Hans-Werner Sinn, *Can Germany Be Saved? The Malaise of the World's First Welfare State*,2007.

Streeck/Trampusch[2005] Wolfgang Streeck and Christine Trampusch, *Economic Reform and the Political Economy of the German Welfare State*,2005.

<http://www.mpifg.de/people/ws/downloads/Economic%20Reform%20and%20the%20Political%20Economy%20of%20the%20German%20Welfare%20State.pdf>

麻生[2004] 麻生良文「年金改革」『福祉財政論』第7章、齋藤愼・山本栄一・一圓光彌編『福祉財政論 福祉政策の課題と将来構想』2002年。

麻生[2005a] 麻生良文「年金財政の現状と問題点(1)」『法学研究』78(6)、「年金財政の現状と問題点(2)」『法学研究』78(7)慶應義塾大学法学研究会、2005年。

麻生[2005b] 麻生良文「公的年金純債務から考える年金制度改革の方向性」2005年。
http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk081/zk081_05.htm

石光[2001] 石光真「ドイツの年金改革—賦課方式内の財源措置と積立方式への部分的移行」, 会津大学短期大学部『会津大学短期大学部研究年報』第58号、2001年。

石光[2003] 石光真「ドイツ2001年年金改革の政治経済学」『日本財政学会第60回大会報告要旨集』215頁~218頁(2003年10月)。

石光[2004] 石光真「日本における出生力低下と人口政策 - 歴史と経済理論」『東北経済学会誌』2003年度、2004年。

松本[2004] 松本勝明『ドイツ社会保障論 - 年金保険 - 』2004年。